

山梨県公共施設等 総合管理計画

令和7年3月改定

山梨県

目次

はじめに.....	1
第1章 計画の目的、位置付け等.....	3
1 計画の目的.....	3
2 計画の位置付け.....	3
3 対象施設.....	3
4 計画期間.....	4
第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し.....	5
1 公共建築物の現状.....	5
(1) 施設類型ごとの主な施設	
(2) 公共建築物の規模	
(3) 施設の老朽化状況	
2 インフラ施設の現状.....	13
(1) 施設類型ごとの施設数	
(2) 主な施設の老朽化状況	
3 将来人口の見通し.....	16
(1) 県の総人口の見通し	
(2) 世代別人口の見通し	
4 財政収支の見込み.....	19
(1) これまでの財政状況	
(2) 今後の財政収支見込み	
5 中長期的な更新・維持費等の見込み.....	21
(1) 共通条件	
(2) 公共建築物の中長期的な更新費等の見込み	
(3) インフラ施設の中長期的な維持費等の見込み	
(4) 試算条件	
第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針.....	32
1 管理に必要な取組体制と情報共有方策.....	32
(1) 推進体制の整備	
(2) 情報共有方策（情報の一元化）	
2 現状や課題に関する基本認識.....	34
(1) 公共施設等の維持管理を取り巻く状況（全国共通の社会的要請）	
(2) 社会的潮流（人口減少と厳しさを増す財政状況）	

(3) 県内経済の発展を促すためのインフラ整備	
(4) 災害への備え	
3 これまでの取組状況.....	38
4 管理に関する基本的な考え方.....	39
(1) 基本的な方針の設定	
(2) 計画目標	
(3) 実施方針等の設定	
5 PDCAサイクルの推進方針.....	49
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	50
I 共通方針.....	50
1 公共建築物.....	50
2 インフラ施設.....	51
II 個別施設計画（長寿命化計画）の策定について.....	53
III 公共建築物.....	54
1 県民利用施設.....	54
(1) 文化・社会教育系施設	
(2) スポーツ・レクリエーション系施設	
(3) 産業振興系施設	
(4) 学校教育系施設	
(5) 保健福祉系施設	
(6) 公営住宅等	
(7) その他県民利用施設	
2 行政施設.....	68
(1) 行政系施設	
(2) 警察施設	
3 その他施設.....	72
(1) その他施設	
4 インフラ系施設.....	74
(1) 公共系施設	
IV インフラ施設.....	75
1 公共系施設.....	75
(1) 道路	
(2) 河川	
(3) ダム	

(4) 砂防	
(5) 公園	
(6) 林道	
(7) 治山	
(8) 林業関連施設	
(9) 農業関連施設	
(10) 交通安全施設	
2 公営事業会計施設.....	88
(1) 電気事業会計施設	
(2) 温泉事業会計施設	
(3) 地域振興事業会計施設	
(4) 下水道事業会計施設	
参考資料.....	94
1. 施設のあり方検討（公共施設評価）結果	
2. 施設方針に基づく取組状況	

はじめに

我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、本県においても、少子高齢化の進行等により社会構造や県民ニーズが変化していることに加え、高度経済成長期以降に建設された多くの公共施設等が老朽化し、更新時期を迎えるため、その財政負担が新たな課題となってきた。これらの変化や課題に的確に対応し、限られた財源の中で行政サービスを持続的に提供していくためには、中長期的な視点に立って、施設に掛かるコストの軽減や適正な施設の規模等を検討して、改修・更新等を実施していく必要がある。

また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものである。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25（2013）年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。この計画においては、各省庁や地方公共団体は、所管するインフラを対象に、中期的な取組の方向性を明らかにするため、「行動計画」を策定することとされた。

このインフラ長寿命化基本計画を受けて、平成26（2014）年4月、国から地方公共団体に対して、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総財務第74号総務大臣通知）により、インフラ長寿命化基本計画の行動計画に相当するものとして、「公共施設等総合管理計画」策定の要請がなされるとともに、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示された。

県では、こうした国の動きと歩調を合わせ、平成27（2015）年12月に「山梨

県公共施設等総合管理計画」を策定し、その後、国の改訂指針を踏まえ、本計画を一層充実させるため見直しを行ってきた。

また、本計画の基本方針の実現のために具体的な考え方や取組を整理した「山梨県公共施設マネジメント実施方針」を策定し、ファシリティマネジメント※1を重視した取組を推進するとともに、本計画を指針として、個別施設計画を策定し、県有施設の適切な管理に努めてきた。

こうした取組により、本計画は着実に推進されてきているが、少子高齢化の更なる進行等により社会構造や県民ニーズが変化していること、また多くの公共施設等の老朽化が進んでいることから、引き続き、これまでの取組を継続していく必要があり、社会状況の変化に応じた新たな視点を加え、本計画の改定を行うこととした。

※1ファシリティマネジメントについて

施設・設備等をはじめとする財産を経営資源と捉え、経営的視点に基づき、総合的・長期的観点からコストと便益の最適化を図りながら、財産を戦略的かつ適正に管理・活用していく手法

第1章 計画の目的、位置付け等

1 計画の目的

県では、管理・所有する施設全体を把握し、将来を見据えた総合的かつ計画的な管理を推進するため「山梨県公共施設等総合管理計画」を策定した。この計画は、厳しい財政状況が続く中で、県有施設等の総合的かつ計画的な管理の取組に当たって、中長期的な視点で、その考え方の方向性、取り組むべき内容、推進体制など基本的な枠組みを定め、全庁的な共通認識のもと効果的な取組を推進することを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、県が管理・所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本的な方針を取りまとめたものである。各施設の管理者においては、本計画に基づき、所管する施設の特性等に応じた取組を推進することとする。また、本計画は、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）策定・見直しに係る基本的指針となるものである。

3 対象施設

県が管理・所有する公共建築物（庁舎、学校、公営住宅、警察施設等）及びインフラ施設（道路、河川、ダム、砂防、公園等）を対象とする。

なお、公共施設等とは公共建築物とインフラ施設の総称である。

また、公立大学法人山梨県立大学が所有する公共建築物についても、維持管理・更新費等を県が負担することが見込まれるため、本計画の対象とする。

4 計画期間

引き続き取組を推進していく必要があることから、計画期間を令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間とする。

ただし、計画期間内であっても、必要に応じて計画内容の見直しを適宜行うこととする。

第2章 公共施設等の現状及び将来の見通

1 公共建築物の現状

施設類型ごとの主な施設、施設の規模、施設の老朽化状況は次のとおりである。

(1) 施設類型ごとの主な施設

県有施設における施設類型（大一中一小分類）とそれぞれの類型における主な施設は下表のとおりである。

表1 施設類型一覧

大分類	中分類	小分類 (細分類)	主な施設	所管部局
I 県民利用施設	1 文化・社会教育系施設	① 文化施設	県民文化ホール、富士山世界遺産センター	観光文化・スポーツ部
		② 社会教育施設	リニア見学センター	知事政策局
			博物館、美術館、考古博物館、文学館	観光文化・スポーツ部
			図書館、八ヶ岳少年自然の家、科学館、山梨ことぶき勸学院	教育委員会
	2 スポーツ・レクリエーション系施設	① スポーツ施設	八代射撃場、飯田野球場	観光文化・スポーツ部
		② レクリエーション施設	青少年センター	教育委員会
	3 産業振興系施設	① 産業振興施設	アイメッセ山梨	産業政策部
		② 職業能力開発施設	産業技術短期大学校、峡南高等技術専門校、就業支援センター、中小企業人材開発センター	多様性社会・人材活躍推進局
		③ 観光施設	富士山救護所、富士山安全指導センター、富士北麓駐車場	知事政策局
			北岳山荘、四阿、公衆トイレ	観光文化・スポーツ部
	4 学校教育系施設	① 高等学校		教育委員会
		② 特別支援学校		
		③ その他の学校	宝石美術専門学校 農林大学校	産業政策部 農政部
	5 保健福祉系施設	① 高齢者福祉施設	青い鳥老人ホーム	福祉保健部
		② 障害者福祉施設	育精福祉センター、育精福祉センター成人寮、あけぼの医療福祉センター成人寮、あゆみの家、あけぼの医療福祉センター、富士ふれあいセンター	
		③ 児童福祉施設	甲陽学園	子育て支援局
	6 公営住宅等	① 公営住宅等	公営住宅	県土整備部
7 その他県民利用施設	① その他県民利用施設	やまなし地域づくり交流センター	県民生活部	
		男女共同参画推進センター	多様性社会・人材活躍推進局	
		消防学校、防災安全センター	防災局	
		愛宕山こどもの国	子育て支援局	
		八ヶ岳自然ふれあいセンター	環境・エネルギー部	
		甲府駅南口駅前広場	県土整備部	

大分類	中分類	小分類 (細分類)	主な施設	所管部局	
II 行政施設	1 行政系施設	① 庁舎等	本庁舎	総務部	
			合同庁舎・単独事務所	大阪事務所	知事政策局
				西八代合同庁舎、南巨摩合同庁舎、南都留合同庁舎、北巨摩合同庁舎、東山梨合同庁舎、県民生活センター	県民生活部
				東八代合同庁舎	総務部
				富士吉田合同庁舎、福祉プラザ、動物愛護指導センター	福祉保健部
				都留児童相談所、子どものこころサポートプラザ	子育て支援局
				農政部愛宕山分室	農政部
				中北建設事務所、峡南建設事務所身延支所、新環状道路建設事務所、富士・東部建設事務所	県土整備部
				総合教育センター	教育委員会
		② 検査研究施設	衛生環境施設	衛生環境研究所、食肉衛生検査所	福祉保健部
				地下水位観測所	環境・エネルギー部
			林業施設	森林総合研究所、富士吉田試験園、八ヶ岳特用薬用植物園、南部林木育種園、小淵沢採種園	林政部
			商工業施設	産業技術センター富士技術支援センター、産業技術センター甲府技術支援センター	産業政策部
			農水産業施設	水産技術センター、総合農業技術センター、果樹試験場、畜産酪農技術センター、東部家畜保健衛生所、八ヶ岳牧場、八ヶ岳牧場天女山分場	農政部
			その他施設	富士山科学研究所	防災局 環境・エネルギー部
		③ 防災施設	水防倉庫等	水防倉庫	県土整備部
			その他	防災行政無線局舎、林野火災資材倉庫、防災備蓄倉庫	防災局
				広域医療搬送拠点臨時医療施設	福祉保健部
		2 警察施設	① 警察施設	警察署庁舎、交番、駐在所等、待機宿舎	警察本部
	III その他施設	1 その他施設	① 職員宿舎	東京事務所職員宿舎	知事政策局
富士吉田職員宿舎、職員宿舎メイプル飯田、宮前職員宿舎				総務部	
吉田地区教職員住宅、上野原地区教職員住宅				教育委員会	
② その他施設		旧宝合同庁舎、旧工業技術センター、旧峡北高等学校	総務部		
		戦没者納骨堂、甲府看護専門学校貸付建物	福祉保健部		
		大泉緑化園、日野春緑化園	林政部		
		旧知事及び部長宿舎	産業政策部		
		山梨食肉流通センター	農政部		
		甲府工業高校寄宿舎（貸付）、身延高校寄宿舎（貸付）	教育委員会		

大分類	中分類	小分類 (細分類)	主な施設	所管部局	
IV インフラ系施設 (建築物)	1 公共系施設	① 道路	—	県土整備部	
		② 河川	総合河川情報システム(治水課分)に係る建築物		
		③ ダム	ダム管理事務所		
		④ 砂防	総合河川情報システム(砂防課分)、富士山火山監視システムに係る建築物		
		⑤ 公園	都市公園	芸術の森公園、舞鶴城公園、中央公園、曾根丘陵公園、小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、緑が丘スポーツ公園(一部)、御勅使南公園、富士川クラフトパーク、笛吹川フルーツ公園、桂川ウェルネスパークに係る建築物	県土整備部
			森林公園等	全国育樹祭記念広場、稲山ケヤキの森、兜山の森、乙女高原の森、本栖の森、武田の杜、金川の森、釜無水源の森、清里の森、瑞牆の森に係る建築物	
		⑥ 林道	—	林政部	
		⑦ 治山	作業施設		
		⑧ 林業関連施設	造林小屋		
		⑨ 農業関連施設	—		
⑩ 交通安全施設	—	警察本部			
V 公営事業 会計施設	1 電気事業会計施設	① 発電施設	水力発電施設	奈良田第一発電所、西山発電所、柚ノ木発電所、深城発電所、発電総合制御所	企業局
			太陽光発電施設		
		② その他施設	大和町職員宿舎、米倉山次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジ「Nesrad」		
	2 温泉事業会計施設	① 温泉施設	石和温泉管理事務所		
3 地域振興事業会計施設	① 地域振興施設	丘の公園、まきばレストラン、温泉利用施設、オートキャンプ場			
4 下水道事業会計施設	① 下水道施設	富士北麓浄化センター、峡東浄化センター、釜無川浄化センター、桂川清流センター	県土整備部		

(2) 公共建築物の規模

ア 施設保有量

施設類型ごと（大～中分類）の施設数、延床面積、建物数は下表のとおりである。県全体で公共建築物を 559 施設、延床面積で約 184 万㎡を所有している。施設数では、「警察施設」のみで全体の約 41%（228 施設）を占めており、次いで「公営住宅等」が約 16%（89 施設）、「行政系施設」が約 9%（50 施設）、「学校教育系施設」が約 8%（42 施設）と続き、この 4 施設類型で全体の約 3/4 を占めている。

また、延床面積では、「学校教育系施設」のみで全体の約 30%を占めており、次いで「公営住宅等」が約 27%と続き、この 2 施設類型で全体の約 3/5 を占めている。

表 2 公共建築物の施設数・延床面積等

施設類型		施設数	延床面積	建物数
大分類	中分類			
Ⅰ 県民利用施設	1文化・社会教育系施設	11施設 (2.0%)	87,463㎡ (4.7%)	68棟 (1.6%)
	2スポーツ・レクリエーション系施設	3施設 (0.5%)	10,742㎡ (0.6%)	22棟 (0.5%)
	3産業振興系施設	23施設 (4.1%)	38,764㎡ (2.1%)	118棟 (2.9%)
	4学校教育系施設	42施設 (7.5%)	543,979㎡ (29.5%)	938棟 (22.7%)
	5保健福祉系施設	8施設 (1.4%)	34,911㎡ (1.9%)	64棟 (1.6%)
	6公営住宅等	89施設 (15.8%)	505,550㎡ (27.4%)	808棟 (19.6%)
	7その他県民利用施設	6施設 (1.1%)	20,280㎡ (1.1%)	38棟 (0.9%)
	小計	182施設 (32.6%)	1,241,689㎡ (67.3%)	2,056棟 (49.8%)
Ⅱ 行政施設	1行政系施設	50施設 (8.9%)	220,159㎡ (11.9%)	503棟 (12.2%)
	2警察施設	228施設 (40.8%)	107,877㎡ (5.9%)	742棟 (18.0%)
	小計	278施設 (49.7%)	328,036㎡ (17.8%)	1,245棟 (30.2%)
Ⅲ その他施設	1その他施設	30施設 (5.4%)	75,182㎡ (4.1%)	252棟 (6.1%)
	小計	30施設 (5.4%)	75,182㎡ (4.1%)	252棟 (6.1%)
Ⅳ インフラ系施設	1公共系施設	34施設 (6.1%)	106,625㎡ (5.8%)	412棟 (10.0%)
	小計	34施設 (6.1%)	106,625㎡ (5.8%)	412棟 (10.0%)
Ⅴ 公営事業会計施設	1電気事業会計施設	26施設 (4.7%)	16,894㎡ (0.9%)	38棟 (0.9%)
	2温泉事業会計施設	1施設 (0.2%)	195㎡ (0.1%)	1棟 (0.0%)
	3地域振興事業会計施設	4施設 (0.7%)	9,943㎡ (0.6%)	48棟 (1.2%)
	4下水道事業会計施設	4施設 (0.7%)	64,792㎡ (3.5%)	75棟 (1.8%)
	小計	35施設 (6.3%)	91,824㎡ (5.0%)	162棟 (3.9%)
全体		559施設	1,843,357㎡	4,127棟

(令和 6 年 3 月 31 日現在 公共施設・財産マネジメントシステムデータ)

イ 施設保有量の推移

施設保有量の推移を見ると、平成 25（2013）年度末における施設数は 734 施設、延床面積は約 185 万㎡であったが、その後、施設の廃止・移譲等を進めてきた一方で、新たな行政需要の発生による施設整備等を行ったことにより、令和 5（2023）年度末の施設数は 559 施設、延床面積は 184 万㎡となっている。

表 3 施設保有量の推移

時点	施設数(施設)		延床面積(㎡)	
		対前年比		対前年比
H25末	734	—	1,850,299	—
H27末	570	△164	1,824,990	△ 25,309
H28末	566	△4	1,817,295	△ 7,695
H29末	565	△1	1,830,902	13,607
H30末	563	△2	1,833,375	2,473
R1末	563	0	1,836,299	2,924
R2末	571	8	1,848,672	12,373
R3末	568	△3	1,850,313	1,641
R4末	566	△2	1,848,356	△ 1,957
R5末	559	△7	1,843,357	△ 4,999
H25-R5比較	△175		△6,942	

(公共施設・財産マネジメントシステム)

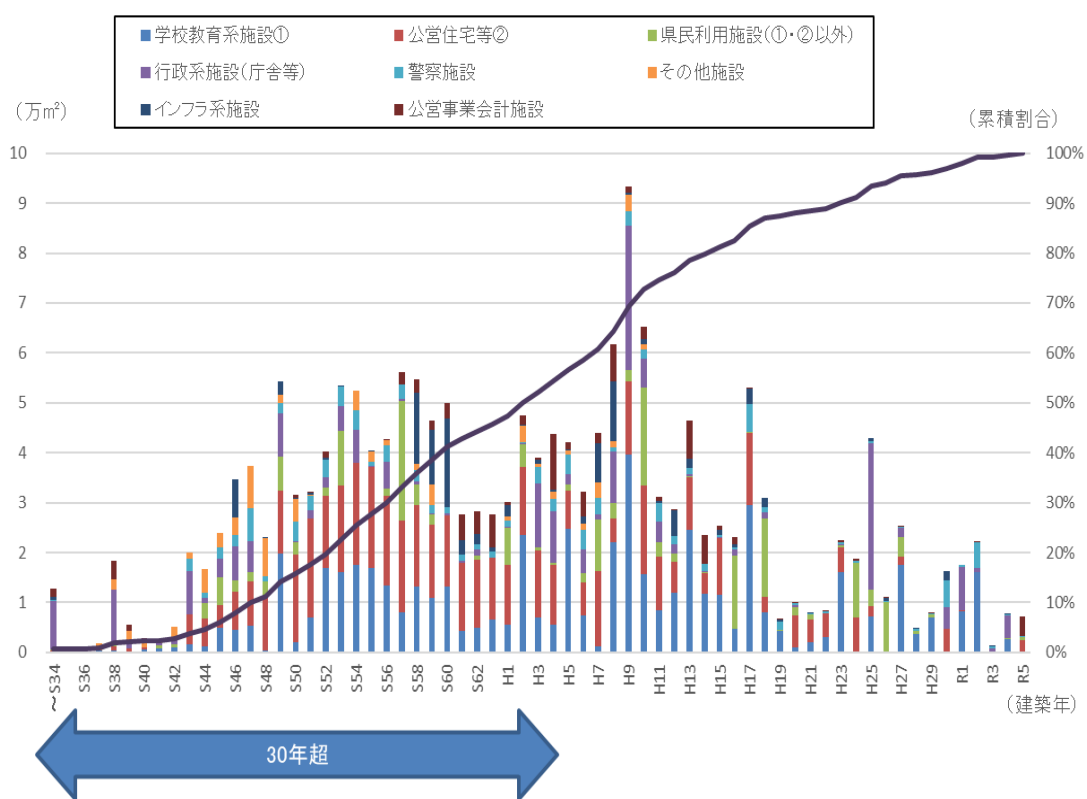
(3) 施設の老朽化状況

ア 建設年

県全体の公共建築物の建設年を延床面積で見ると、昭和40年代後半から概ね毎年度4万～6万㎡が建設され、昭和60年代に入って一旦減少したものの、平成元（1989）年以降に再び4万㎡を超えて平成9（1997）年がピーク（9.3万㎡）となっている（平成9（1997）年前後に合同庁舎の建替えを実施したことが要因）。

下記の累積グラフ（右軸）がほぼ一定の割合で増加していることからわかるように、平成9（1997）年前後以外は一時期に集中して建設されたものではなく、昭和40年代中頃から平成10年代中頃までの長期にわたって一定規模の建設を継続してきている。

図1 公共建築物の建設年



イ 築年数

県全体の公共建築物の築年数を延床面積の割合で見ると、一般的に大規模改修のタイミングとなる築30年を経過している割合が約55%に達しており老朽化が進行していることがわかる。このことから、従来型の管理を行った場合、今後更新や改修に要する費用が増大することが懸念される。

図2 公共建築物全体の築年数（延床面積ベース）

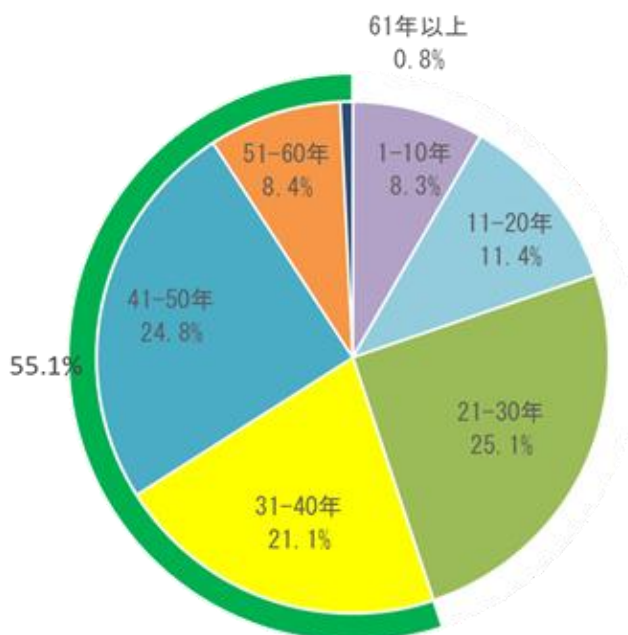


表4 大分類別建築後30年以上の率（延床面積ベース）

大分類	I 県民利用施設	II 行政施設	III その他施設	IV インフラ系施設	V 公営事業会計施設	全体
現在	53.7%	51.5%	85.5%	61.6%	54.2%	55.1%
10年後	78.4%	76.4%	99.9%	89.9%	91.6%	80.3%
20年後	93.4%	80.6%	100.0%	97.0%	95.4%	91.7%

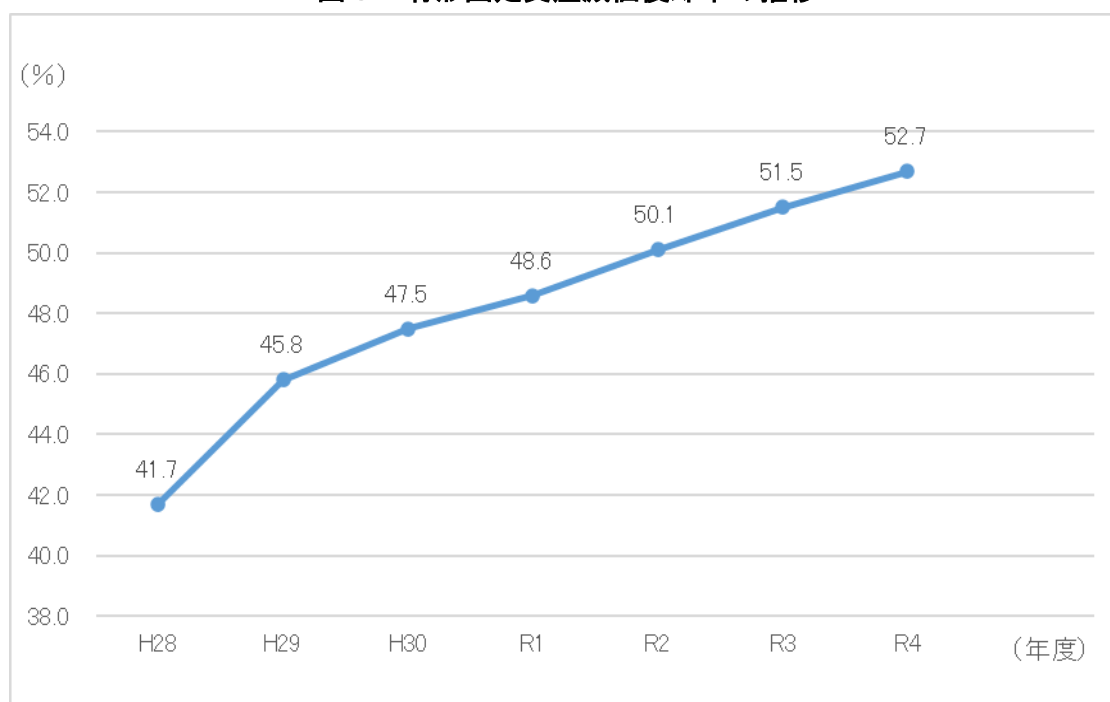
(令和6年3月31日現在 公共施設・財産マネジメントシステムデータ)

ウ 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産（土地、立木竹、建設仮勘定等の非償却資産を除く）の取得価額に対する減価償却累計額の割合であり、耐用年数に対してどの程度経過しているかを把握することができる。

本県の有形固定資産減価償却率は、平成 28（2016）年度の 41.7%から、令和 4（2022）年度には 52.7%へ上昇しており、この数値からも老朽化が進行していることがわかる。

図 3 有形固定資産減価償却率の推移



2 インフラ施設の現状

施設類型ごとの施設の数量、施設の老朽化状況は次のとおりである。

(1) 施設類型ごとの施設数

各部局の施設類型ごとの施設数(令和6年3月31日現在)は下表のとおりである。

表5 施設類型ごとの施設数(インフラ施設)

○県土整備部

分類	所管課	施設項目	施設数	備考	
1公共系施設					
(1)道路	道路管理課	道路(舗装)	181路線 1,841km	維持管理計画策定済み	
		橋梁	1,959 橋	長寿命化計画策定済み	
		トンネル	144箇所	維持管理計画策定済み	
		道路 附属 物	標識・照明施設	1式	維持管理計画策定済み
			横断歩道橋	31 橋	維持管理計画策定済み
			シェッド・大型カルバート	50箇所	維持管理計画策定済み
(2)河川	治水課	河川	610河川		
		樋門、樋管	7箇所	長寿命化計画策定済み	
		水門等	3箇所	長寿命化計画策定済み	
		排水機場	3箇所	長寿命化計画策定済み	
		堰	1箇所	長寿命化計画策定済み	
		総合河川情報システム	1式		
(3)ダム	治水課	ダム	6ダム	長寿命化計画策定済み	
(4)砂防	砂防課	砂防施設	2,119基	長寿命化計画策定済み	
		地すべり防止施設	33箇所	長寿命化計画策定済み	
		急傾斜地崩壊防止施設	401箇所	長寿命化計画策定済み	
		雨量情報表示板	11基		
		山梨県土砂災害情報相互通報システム	1式		
		富士山火山監視システム	1式		
(5)公園	都市計画課	都市公園	15箇所	長寿命化計画策定済み	
2公営事業会計施設					
(4)下水道事業会計施設	下水道室	終末処理場(下水処理場)	4箇所	ストックマネジメント計画策定済み	
		ポンプ場	16箇所		
		管渠	39幹線		

○林政部

分類	所管課	施設項目	施設数	備考
1公共系施設				
(5)公園	県有林課	森林公園	15箇所	長寿命化計画策定済み(2箇所) 清里の森再整備基本計画策定済み
		保健休養施設	2箇所	
(6)林道	治山林道課	林道	221路線 1,170km	長寿命化計画策定済み
		橋梁	551橋	
		トンネル	50箇所	
(7)治山	治山林道課	治山施設	21,863基	保全計画策定済み
		地すべり防止施設	26箇所	

○農政部

分類	所管課	施設項目	施設数	備考
1公共系施設				
(8)農業関連施設	耕地課	ため池	2箇所	長寿命化計画策定済み
		地すべり防止施設	8箇所	

○警察本部

分類	所管課	施設項目	施設数	備考
1公共系施設				
(9)交通安全施設	交通規制課	信号機	1,833基	
		大型標識	3,870本	
		交通情報板	20基	
		車両感知器	1,285基	

○企業局

分類	所管課	施設項目	施設数	備考
2公営事業会計施設				
(1)電気事業会計施設				
水力発電施設	電気課	発電所	28施設	水力発電施設長期改修計画策定済み
		ダム	2箇所	
		調整池	1箇所	
		取水口監視所	1箇所	
太陽光発電施設	電気課 新エネルギーシステム推進室		2施設	
		発電所	3施設	
(2)温泉事業会計施設	企業局総務課	温泉給湯施設	1施設	温泉給湯施設:改良工事長期執行計画、送配湯管:送配湯敷設替工事年次計画策定済み
		送配湯管	12km	
(3)地域振興事業会計施設	企業局総務課	地域振興施設	1施設	

(2) 主な施設の老朽化状況

県が管理するインフラ施設は、道路、河川、ダム、砂防施設、下水道、公園、治山施設等、多岐にわたり、これらの多くが高度経済成長期に整備された。主なインフラ施設の老朽化状況は下表のとおりである。

インフラ施設についても老朽化は進行しており、今後維持管理や修繕に要する費用が増大することが懸念される。

表6 主なインフラ施設の老朽化率

施設	建設後50年以上の率	
	R5時点	20年後
橋梁(道路)	37.1%	68.7%
トンネル(道路)	31.3%	60.4%
砂防施設	54.1%	82.4%
地すべり防止施設	15.2%	66.7%
急傾斜地崩壊防止施設	7.5%	24.9%
橋梁(林道)	60.0%	85.0%
トンネル(林道)	62.0%	74.0%
治山施設	29.7%	74.6%
下水道施設	0.0%	28.8%

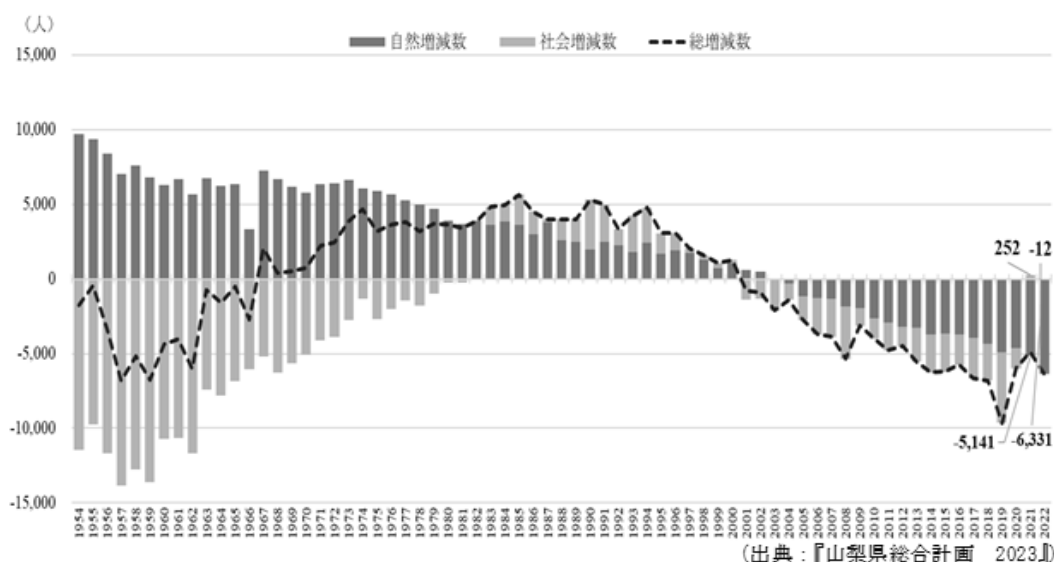
3 将来人口の見通し

本県の人口は、平成12（2000）年の89万人台をピークに減少に転じており、令和6（2024）年10月現在で79.0万人となっている。

（1）人口の現状

令和3（2021）年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響もあり、本県人口の社会増減の数（転入者数－転出者数）は252人となり、21年ぶりに社会増に転じたが、令和4（2022）年は-12人の社会減となった。また、自然増減の数（出生数－死亡数）は-6,331人で、平成16（2004）年以降、自然減の傾向が続いている。

図4 社会増減数・自然増減数の推移（山梨県）



（2）人口の将来展望（人口ビジョン）

山梨県総合計画では、2018（平成30）年の各年齢層の転出超過率と合計特殊出生率1.53が今後も継続した場合（以下「将来展望Ⅰ」）を想定すると、本県における2040（令和22）年の総人口は64.2万人、2060（令和42）年の総人口は46.9万人となっていくと推計される。

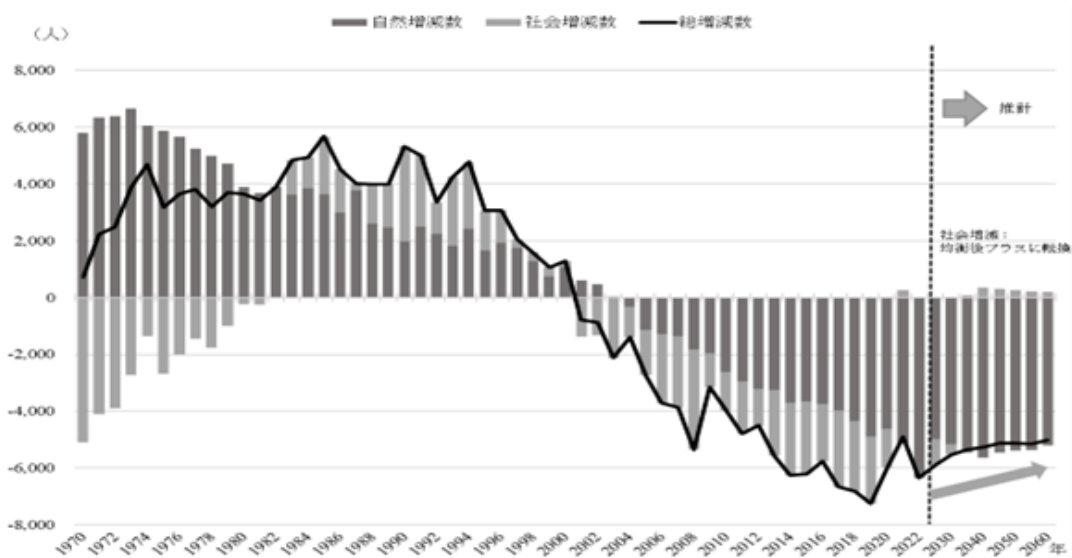
若年層のボリュームは「先細り」となり、イノベーションの牽引役である若手「人財」の消失による産業活動の後退や所得の減少等、種々の問題が発生し、「暮らしにくさ」と「先行き不安」が更なる人口流出を誘発すると考えられる。

一方、政策課題への対応の効果が発現した場合（以下「将来展望Ⅱ」）を想定すると、将来像が設定された2040（令和22）年以降、次のような人口動態が実現していると考えられる。

20～24歳	魅力的な仕事・憧れの職が増えたことに加え、地方で暮らしてもテレワークで都会と同じ仕事ができるとの認識が拡大し、若年層のUターン・Iターンも活発に。
30～44歳	雇用環境に加え、子育て環境や教育環境の充実、安全で安心な生活と経済が両立したことで、家族そろってのUターン・Iターンが増え、子ども世代も含めて転入超過へ転換。
65～69歳	定年延長でキャリア終了後のUターン・Iターンの中心世代となり、転入が一層活発に。
合計特殊出生率	徐々に上昇して2030（令和12）年に1.87（県民希望出生率）に、2040（令和22）年以降は2.07（人口置換水準）に達した後安定。

将来展望Ⅱのもとでは、社会増減が全世代合計で均衡、更には転入超過に向かい、出生数の維持につながることで自然減にも歯止めがかかっている。また、2021（令和3）年には5,000人を割り込んだ出生数は、2060（令和42）年において5,600人程度が確保されており、同年の自然減の規模は5,200人程度と見込まれる。

図5 将来展望Ⅱでの社会増減数・自然増減数の推移

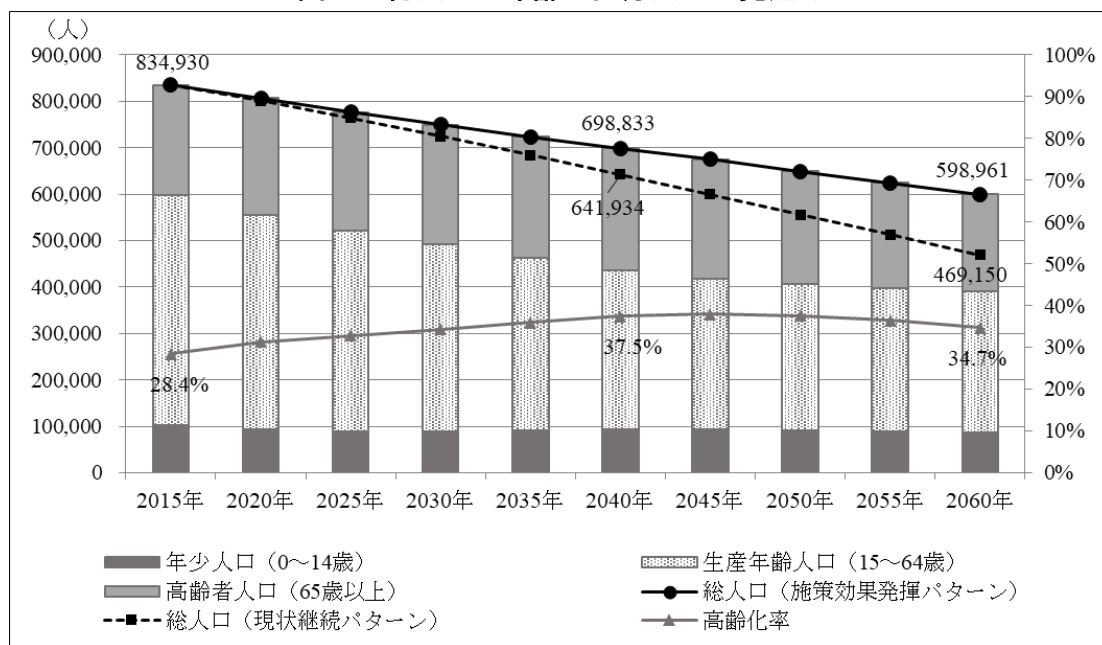


（出典：『山梨県総合計画 2023』）

将来展望Ⅱが実現していった場合には、人口の急減や極端な高齢化は回避され、年少人口及び生産年齢人口の割合が増加に転じ、長期的には人口規模及び人口構成は安定的に推移していくことになる。

具体的には、2040（令和22）年の総人口は69.9万人、2060（令和42）年の総人口は59.9万人となっていくと推計される。

図6 総人口・年齢3区分人口の見込み



(出典：『山梨県総合計画 2023』)

4 財政収支の見込み

(1) これまでの財政状況

本県のこれまでの財政状況については、歳出規模が平成10(1998)年度をピークに減少に転じ、その後は抑制基調で推移してきたが、新型コロナウイルス感染症対策の実施などにより増加し、令和4(2022)年度は、過去最大となった。また、義務的経費については、公債費の減少などにより、近年は減少傾向にあり、普通建設事業費については、平成に入り増加傾向となったが、平成10(1998)年度をピークに減少に転じ、近年は昭和50年代後半頃と同程度の水準になっている。

図7 歳出規模の推移

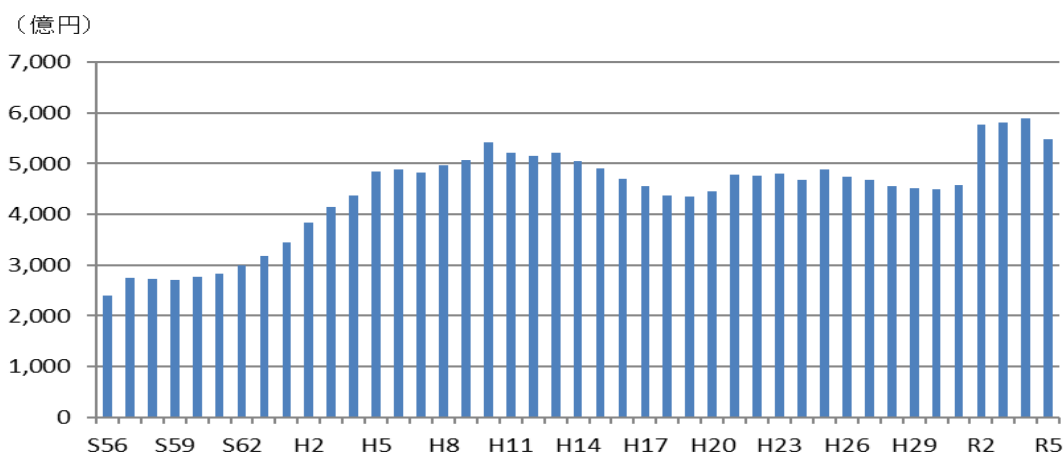
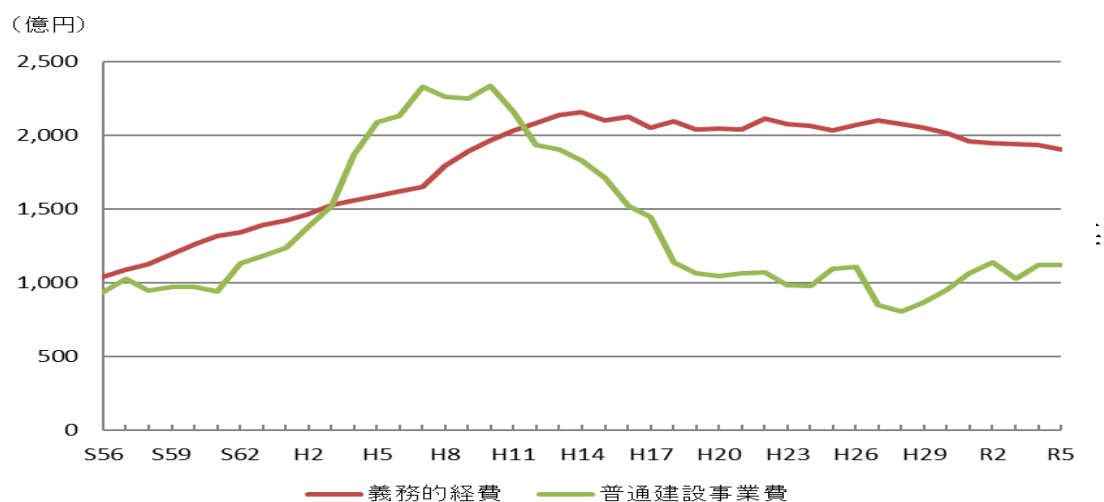


図8 義務的経費・普通建設事業費の推移



(2) 今後の財政収支見込み

令和7(2025)年度一般会計当初予算をベースに、令和11(2029)年度までの5年間の財政収支の見通しを推計した「山梨県財政の中期見通し」(令和7年2月6日)では、社会保障関係費などの増加に伴い、毎年度、相当の財源不足が生じることから、予算編成に当たっては、基金を取り崩して財源不足を解消せざるを得ない状況にあり、主要基金については、執行段階での節減努力等により、取り崩しを一部回避できるものの、基金残高は漸次減少していく見通しとなっている。

表7 山梨県財政の中期見通し(令和7年2月6日)

(単位:億円、%)

		7年度	8年度		9年度		10年度		11年度	
		当初予算額	見込額	伸び率	見込額	伸び率	見込額	伸び率	見込額	伸び率
歳入	実質県税	1,226	1,226	0.0	1,226	0.0	1,226	0.0	1,226	0.0
	実質交付税	1,370	1,374	0.3	1,383	0.7	1,383	0.0	1,383	0.0
	国庫支出金	476	469	▲1.5	470	0.2	481	2.3	469	▲2.5
	県債	445	449	0.9	459	2.2	459	0.0	457	▲0.4
	その他の歳入	1,513	1,518	0.3	1,513	▲0.3	1,524	0.7	1,513	▲0.7
計 A		5,030	5,036	0.1	5,051	0.3	5,073	0.4	5,048	▲0.5
歳出	義務的経費 (人件費、公債費、扶助費)	1,962	1,925	▲1.9	1,905	▲1.0	1,952	2.5	1,947	▲0.3
	投資的経費	832	833	0.1	847	1.7	833	▲1.7	824	▲1.1
	補助費	1,178	1,200	1.9	1,200	0.0	1,215	1.3	1,207	▲0.7
	その他の歳出	1,143	1,143	0.0	1,154	1.0	1,143	▲1.0	1,155	1.0
	計 B	5,115	5,101	▲0.3	5,106	0.1	5,143	0.7	5,133	▲0.2
財源不足額 C=A-B		▲85	▲65	▲23.5	▲55	▲15.4	▲70	27.3	▲85	21.4
執行段階節減努力等		50	50	/	50	/	50	/	50	/
最終基金取崩し見込み		▲35	▲15	/	▲5	/	▲20	/	▲35	/

5 中長期的な更新・維持費等の見込み

(1) 共通条件

ア 推計期間

令和6（2024）年度からの50年間（令和6（2024）年度～令和55（2073）年度）である。

イ 試算ケース

令和5（2023）年度末現在の公共施設等をそのまま保持した場合の更新・維持等に要する費用について、次の2 ケースの試算を行う。

○従来型（事後保全）

施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う
従来の管理手法を継続したケース

○長寿命化型（予防保全）

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法を導入したケース

なお、算出額はあくまでも試算値であり、その額を直ちに投資しなければ、安全性に問題があるという訳ではない。

(2) 公共建築物の中長期的な更新費等の見込み

ア 試算対象

県が所有する全559施設のうち、普通会計施設525施設を対象に、更新（建替え）、長寿命化改修等に要する費用を試算する。

ただし、都市公園の建築物等、インフラ施設として個別施設計画で試算している建築物は、『（3）インフラ施設の中長期的な維持費等の見込み』において試算を行う。

イ 試算条件

(ア) 試算ケースの考え方

a 従来型「スクラップ・アンド・ビルド」

これまで各建築物の耐用年数はあるものの、部位・部材及び設備の劣化・陳腐化、社会的な要求の変化等により建替えが行われていることから、一定の周期で現在と同じ延床面積で更新するものとして試算する。

b 長寿命化型「目標使用年数の導入」「長寿命化改修」

長寿命化対象建築物については、目標使用年数を設定した上で、目標使用期間中は、計画保全部位・設備毎の耐用年数に応じて長寿命化改修を実施し、目標使用期間終了後に更新するものとして試算する。

(イ) 試算方法の例外

a 公営住宅等

I 県民利用施設「公営住宅等」（89施設）は、「山梨県公営住宅等長寿命化計画 令和3年3月」における試算結果を反映する。ただし、計画期間が令和32（2050）年度までとなっていることから、令和33（2051）年度以降は、計画期間の平均値を採用する。

b 撤去費のみ計上する建築物

廃止が予定されている建築物及び現在使用されていない建築物232棟（延床面積：79,231 m²）は、今後撤去予定であることから、更新時に撤去費（単価：10千円/m²）のみ計上する。

(ウ) 従来型の試算条件

a 試算方法

- 建設年を基準に35年※2で現在と同じ延床面積で更新するものとし、延床面積に更新単価を乗じることにより試算する。
- 試算期間の初年度において、既に35年を経過している施設は、以後10年間で均等に更新を行うものとする（更新の積み残し処理）。

b 更新単価

更新単価は、公共施設・財産マネジメントシステム及び事業実績を踏まえ、施設類型ごとに次表のとおり設定した金額を使用する。

表8 更新単価

大分類	中分類	小分類	更新単価 (万円/m ²)	総務省の施設類型
Ⅰ 県民利用施設	1 文化・社会教育系施設 2 スポーツ・レクリエーション系施設 3 産業振興系施設 4 学校教育系施設 5 保健福祉系施設 6 公営住宅 7 その他県民利用施設		45	社会教育系施設
			40	スポーツ・レクリエーション系施設
			45	産業系施設
			38	学校教育系施設
			40	保健・福祉施設
			32	市営住宅
			40	その他
Ⅱ 行政施設	1 行政系施設 2 警察施設		45	行政系施設
			45	行政系施設
Ⅲ その他施設	1 その他施設		40	その他
Ⅳ インフラ系施設	1 公共系施設	① 道路	-	その他
		② 河川	40	その他
		③ ダム	40	その他
		④ 砂防	40	その他
		⑤ 公園	40	公園
		⑥ 林道	-	その他
		⑦ 治山	38	その他
		⑧ 林業関連施設	38	その他
		⑨ 農業関連施設	-	その他
		⑩ 交通安全施設	-	その他

※2更新周期について

「学校施設の長寿命化改修の手引 文部科学省」では従来型のシナリオについて「30年で使い捨て前提の維持管理なし」としている。また、他自治体の事例を確認すると、従来型の更新年数を35年としている事例が多い。以上を踏まえ、本試算における従来型の更新周期を35年とした。

(エ) 長寿命化型の試算条件

a 試算方法

- 長寿命化対象建築物については、計画保全部位・設備の耐用年数到来時に長寿命化改修を実施し、80年で現在と同じ延床面積で更新するものとし、延床面積に単価を乗じて試算する。
- 試算期間の初年度において、既に耐用年数を経過している部位・設備は、以後10年間で均等に長寿命化改修を行うものとする（長寿命化改修の積み残し処理）。
- 建設時からの経過年数が71年以上経過した建築物は、その後、部位・設備の長寿命化改修は行わないものとする。

b 長寿命化改修単価及び更新単価

- 長寿命化改修単価は、公共施設・財産マネジメントシステムの単価を参考に、部位・設備毎に設定する。
- 更新単価は、(ウ)従来型の試算条件のbと同様

c 長寿命化改修を実施する建築物の選別

長寿命化対象建築物は、施設のあり方検討（公共施設評価）により長寿命化対象施設と決定された施設に設置されている建築物の中から、構造条件、利用状況を踏まえ選定する。

長寿命化対象建築物以外の建築物は、原則として、従来型と同様、建築年を基準に35年で更新するものとして試算する。

表9 長寿命化対象建築物の数

大分類	中分類	長寿命化 対象建築物	長寿命化 対象外建築物	合計
I 県民利用施設	1文化・社会教育系施設	17	51	68
	2スポーツ・レクリエーション系施設	4	18	22
	3産業振興系施設	26	92	118
	4学校教育系施設	184	754	938
	5保健福祉系施設	20	44	64
	7その他県民利用施設	6	32	38
II 行政施設	1行政系施設	55	448	503
	2警察施設	90	652	742
III その他施設	1その他施設	5	247	252
IV インフラ系施設	1公共系施設	10	263	273
	合計	417	2,601	3,018

※ I 県民利用施設の6公営住宅及びIVインフラ系施設のうち公園施設の一部を除く

ウ 試算結果

公共建築物（普通会計施設）における今後50年間の試算の結果は、法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗品の取替等の軽微な作業等、維持管理・修繕に要する経費を除き、従来型では約8,892億円（年平均177億円）、長寿命化型では約6,323億円（年平均126億円）となり、約2,569億円（年平均51億円）の財政負担軽減が見込まれる。

しかし、長寿命化型に切り替えた場合、維持管理・修繕に要する経費を含め年間約155億円が必要となるが、現在施設の維持管理・更新等に要する経費は年間125億円にとどまっていることから、更なるコスト縮減策を推進する必要がある。

表 10 公共建築物（普通会計施設）の試算結果

項目	50年間総額 (億円)	年平均額 (億円)
維持管理・修繕に要する経費 A	1,471	29
従来型 B	8,892	177
長寿命化型 C	6,323	126
効果額 B-C	2,569	51
現在要している経費 D (D/(A+C))	—	125 (81%)
年間不足額 (A+C)-D	—	30

図 9 公共建築物（従来型）更新費等の見込額

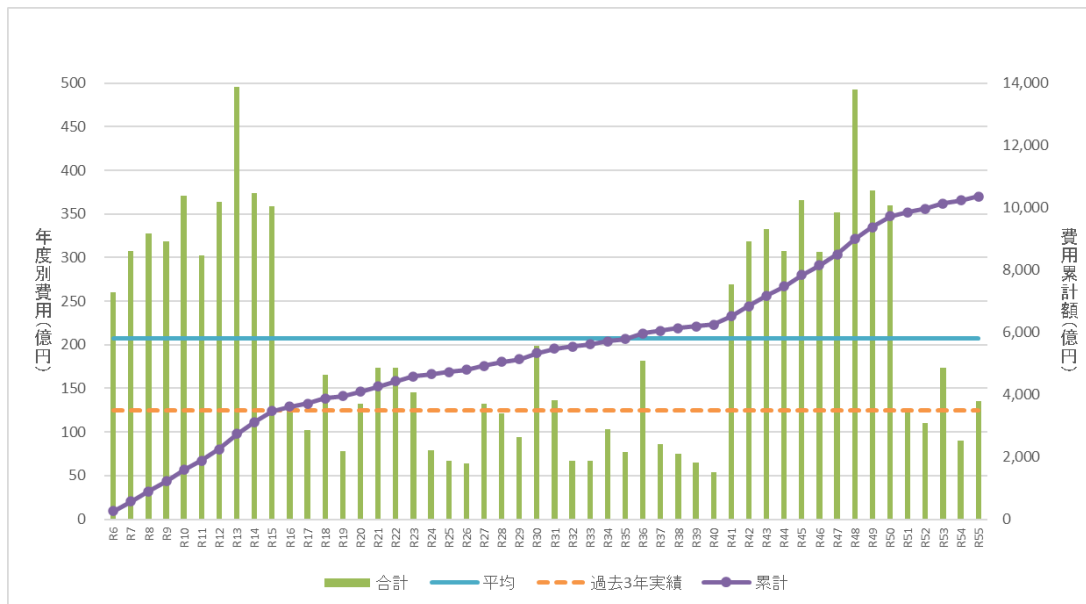


図10 公共建築物（長寿命化型）更新費等の見込額

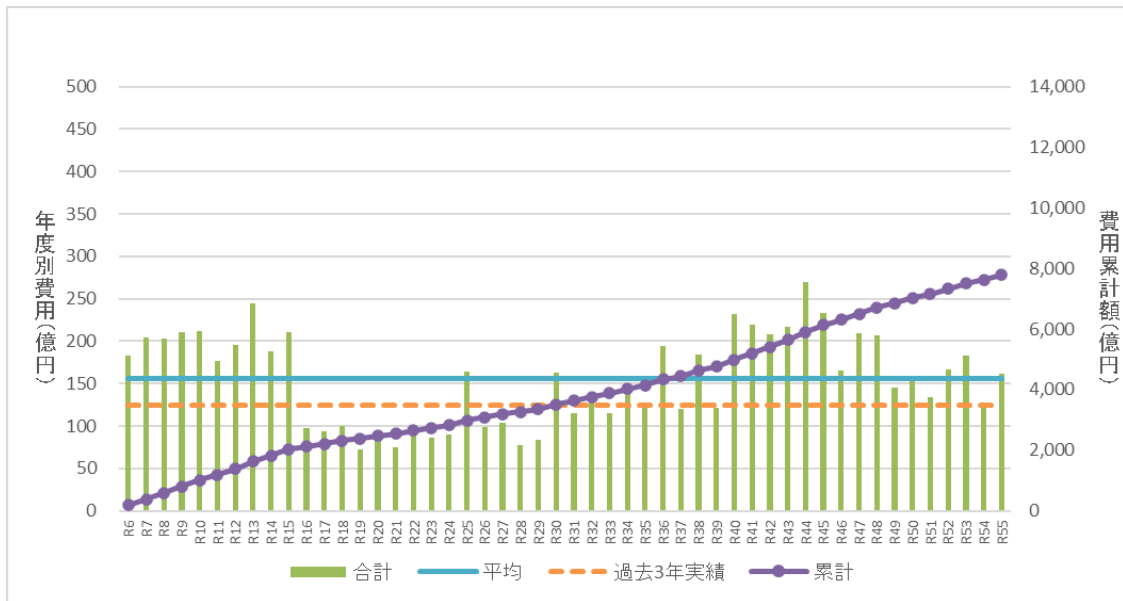


図11 長寿命化型 施設類型別（中分類）更新費等の見込額（50年間）

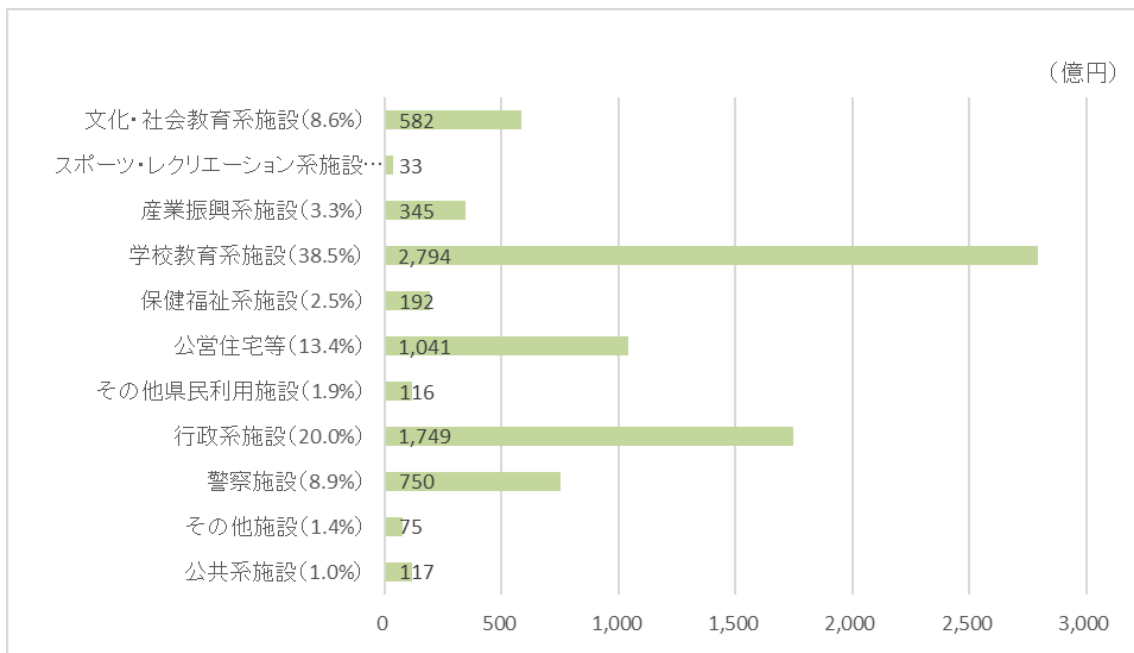
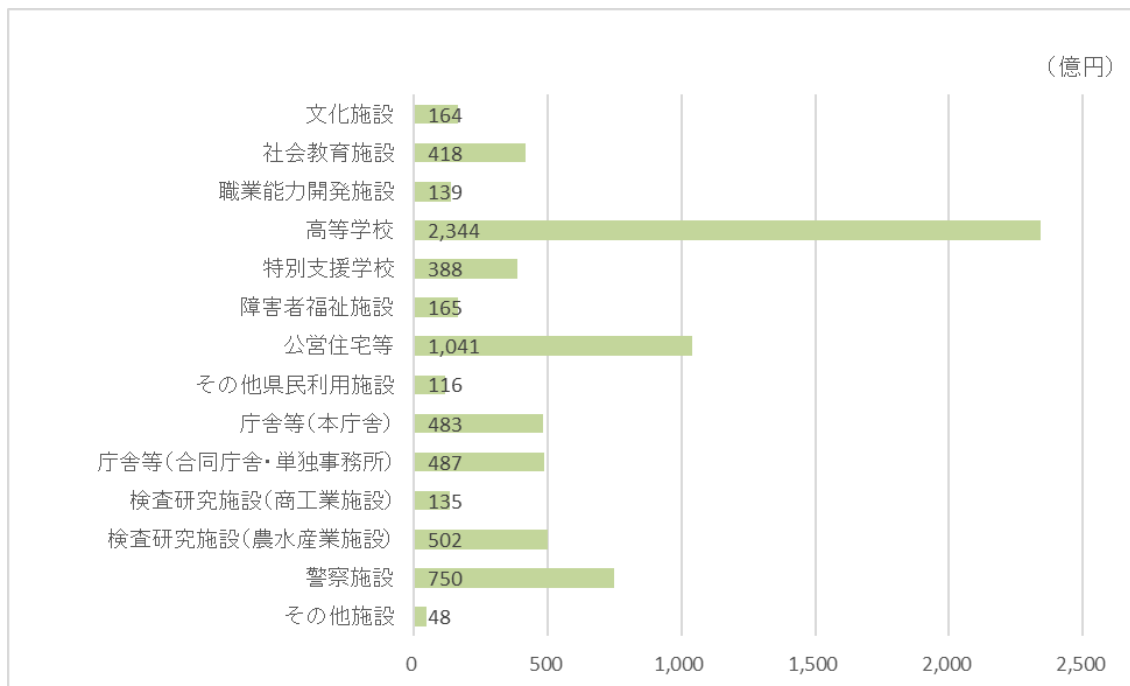


図 1 2 長寿命化型 主な施設類型別（小分類）更新費等の見込額（50年間）



(3) インフラ施設の中長期的な維持費等の見込み

ア インフラ施設における試算対象と条件

インフラ施設の試算に当たっては、個別施設計画の適用を原則としつつ、適用できないものにあつては、現状の蓄積データ等を踏まえて条件を設定する。また、公営事業会計施設は除いて費用を積算する。

a 個別施設計画の適用

個別施設計画において中長期費用を試算している場合は、その試算結果を適用する。また、試算結果をそのまま適用できない場合（例：個別施設計画における試算期間と本計画の試算期間が合致しない場合）は、試算結果を補正するなどして、可能な限り適用する。

対象施設 道路（舗装、橋梁、トンネル、道路附属物（標識・照明施設、横断歩道橋））、河川（樋門・樋管、水門等、排水機場、堰）、ダム、都市公園、森林公園等の一部、林道（橋梁、トンネル）、治山、農業関連施設（地すべり防止施設）

b 維持管理費のみ計上する施設

「個別施設計画の策定が不要な施設」、「個別施設計画において中長期費用を試算していない施設」については、過去の実績により維持管理費のみを計上する。

対象施設 道路（道路附属物（シェッド・大型カルバート））、河川（河川、総合河川情報システム）、砂防、森林公園等の一部、林道（林道）、農業関連施設（ため池）、交通安全施設

c 費用を計上しない施設

bに該当する施設のうち、「当該施設に係る維持管理費の把握が困難な施設」については、費用を計上しない。

対象施設 林業関連施設

イ 試算結果

インフラ施設（普通会計施設）における今後50年間の試算の結果は、従来型で約9,237億円（年平均184億円）、長寿命化型では約5,705億円（年平均114億円）となり、予防保全等により長寿命化を実施することで約3,532億円（年平均70億円）の財政負担軽減が見込まれる。

表 1 1 インフラ施設（普通会計施設）の試算結果

項目	50年間総額 (億円)	年平均額 (億円)
従来型 A	9,237	184
長寿命化型 B	5,705	114
効果額 A-B	3,532	70
現在要している経費 C (C/B)	—	158 (139%)
年間不足額 B-C	—	▲ 44

図13 インフラ施設（従来型）維持費等の見込額

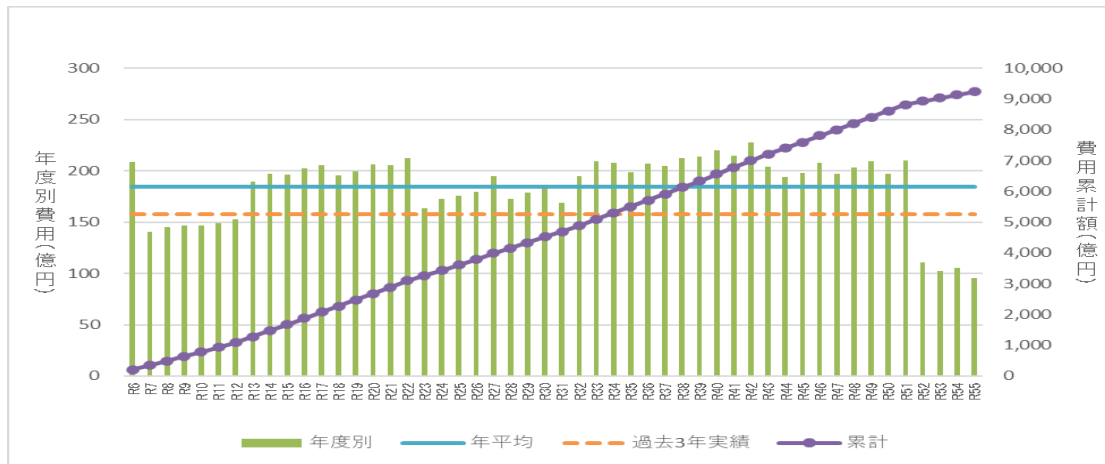


図14 インフラ施設（長寿命化型）維持費等の見込額

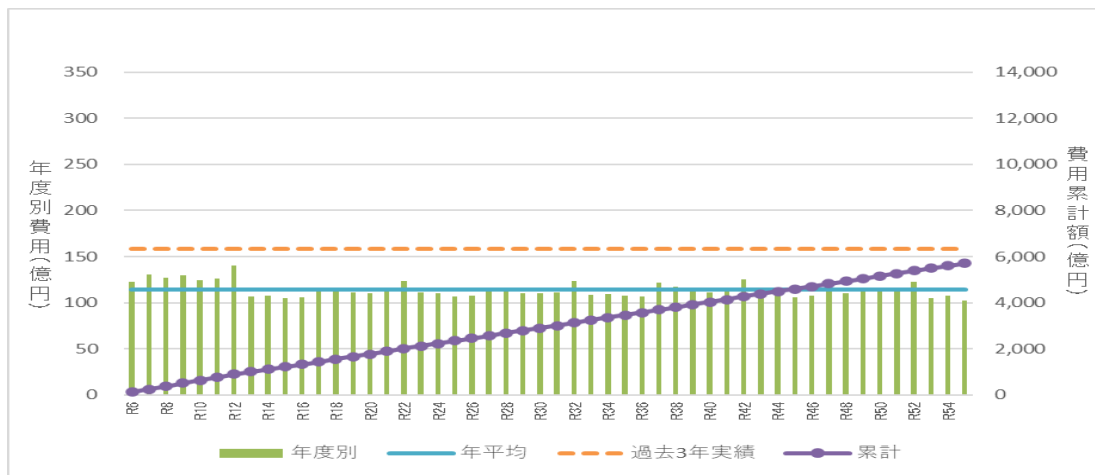
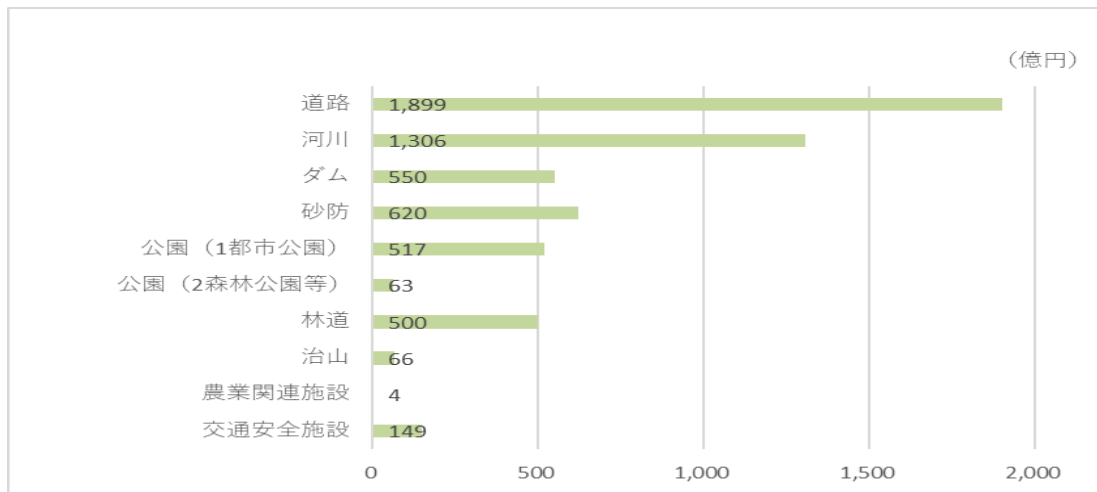


図15 (長寿命化型) 施設類型別維持費等の見込額 (50年間)



第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1 管理に必要な取組体制と情報共有方策

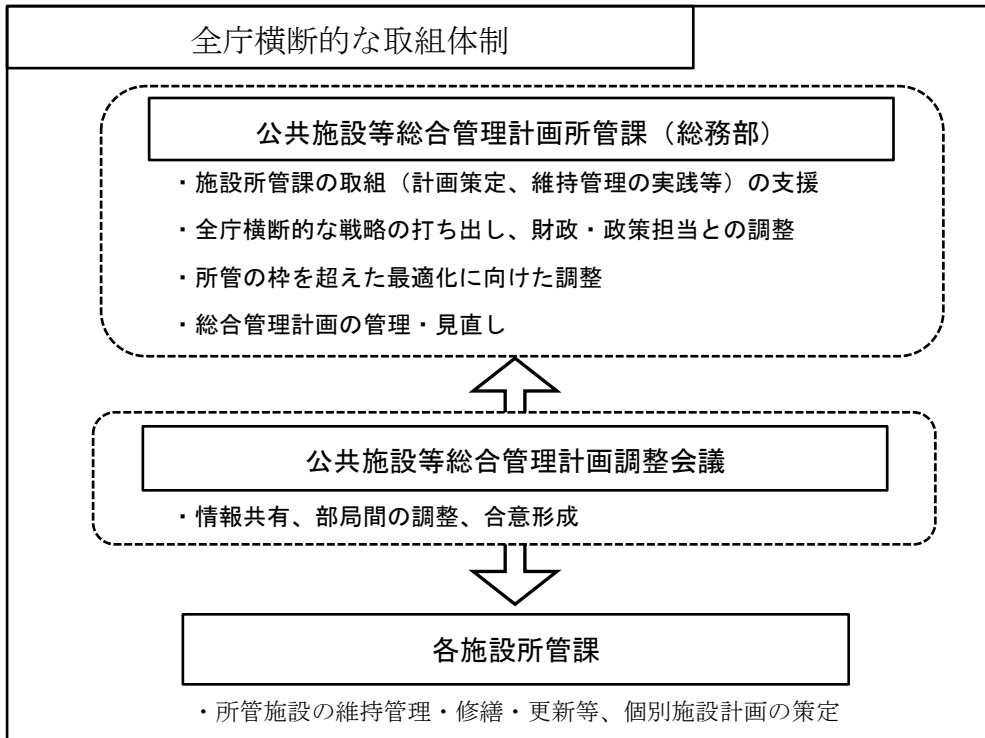
(1) 推進体制の整備

本計画の対象は、県が管理・所有する全施設に及ぶことから、すべての施設所管課が共通認識のもと、本計画に基づく取組を円滑に推進するためには、全庁横断的な取組体制を構築する必要がある。

そこで、総務部計画所管課が、本計画の推進及び進行管理の総括として次の事項を所掌するとともに、全庁横断的な組織である公共施設等総合管理計画調整会議において、情報共有、部局間の調整、合意形成を図っていくものとする。

なお、本計画の取組に当たっては、公共建築物とインフラ施設それぞれのこれまでの取組状況等を踏まえ、合理的に推進されるよう留意する。

- 施設所管課の取組（個別施設計画策定、維持管理の実践等）を支援
- 全庁横断的な戦略の打ち出しと財政・政策担当との調整
- 所管の枠を超えた最適化に向けた調整（空きスペースの有効活用等）
- マネジメント体系を提示するとともに総合管理計画の管理・見直し
- 施設情報の一元管理（2）を参照



(2) 情報共有方策（情報の一元管理）

公共施設等の情報について戦略的なマネジメントを推進するには、令和5年に運用を開始した公共施設・財産マネジメントシステムにより、点検・診断や工事履歴等の施設情報を適切な形で蓄積、一元管理し、それらのデータを有効活用することが必要である。

また、固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にするものであることから、積極的に活用していくこととする。

2 現状や課題に関する基本認識

(1) 公共施設等の維持管理を取り巻く状況（全国共通の社会的要請）

中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故を契機に取り組んでいる社会資本の維持管理については、令和7年1月に埼玉県で発生した下水道管の破損による道路の陥没事故を受け、公共施設等の状態を適切に把握することへの要請が一段と強まっている

また、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。

【基本認識】

国等の動きを踏まえて、社会的な要請に応えた公共施設等の維持管理の計画的な取組が求められている。

(2) 社会的潮流（人口減少と厳しさを増す財政状況）

ア 人口減少

本県の人口は平成12（2000）年の89万人台をピークに減少し続けており、令和6（2024）年10月現在で79.0万人となっている。

本県では、2023（令和5）年6月に全国初となる「人口減少危機突破宣言」を行うとともに、7月には、市町村・企業や団体とともに「やまなし人口減少危機突破共同宣言」を行い、人口減少危機突破に向け抜本的・集中的な取組を開始した。

山梨県総合計画では、政策課題への効果が発現した場合、長期的には人口規模及び人口構成は安定的に推移し、2040（令和22）年の総人口は69.9万人、2060（令和42）年の総人口は59.9万人となると推計している。

【基本認識】

人口減少の状況や年代別の人口推移による利用需要を把握することによって、必要な行政サービスの水準等を検討していく必要がある

イ 厳しさを増す財政状況

財政状況は、これまでも財源不足が生じて主要基金の取り崩しを余儀なくされてきたが、今後も予算編成に当たっては、基金を取り崩して財源不足を解消せざるを得ない状況にあり、極めて厳しい財政運営が継続すると考えられる。

加えて、国全体として高度成長期に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎えているが、その更新費について目処が立っていない状況である。本県においては、本計画に基づく公共施設等の適切なマネジメントにより、引き続きこの問題に対応する必要がある。

【基本認識】

厳しさを増す今後の財政見込み及び中長期的な更新・維持費等の見込みを踏まえ、引き続き公共施設等の計画的な更新、統廃合、集約化及び長寿命化を推進し、施設性能の維持や安全性の確保を図りながら、トータルコストの縮減や財政負担の平準化を図る必要がある。

(3) 県内経済の発展を促すためのインフラ整備

本県は、首都圏西部に位置し、埼玉県、東京都、神奈川県、長野県及び静岡県に隣接している。

現在も、県内を東西に横断する中央自動車道等及び JR 中央本線により東京圏、長野方面、中京圏にアクセスが可能であるが、今後、中部横断自動車道の全線開通により北陸圏へのアクセスも容易になる。

一方で、中央自動車道の上野原 I C 以東では、慢性的な渋滞が発生しており、県内主要幹線道路においても渋滞箇所が数多く存在し、継続的な対策が必要となっている。

また、将来的にはリニア中央新幹線の開業により、三大都市圏へのアクセスは飛躍的に向上するが、その効果の最大化に向けては、利用者数の増加と停車本数の増加という好循環の創出が重要であり、リニア新駅を富士山へのゲートウェイと位置づけ、富士山に整備する「(仮称)富士トラム」をリニア新駅まで延伸する必要がある。

さらに、リニア開業を見据え、本県最大の弱点といえる二次交通の再編に向けては、リニア新駅をハブとして県内各地へ富士トラムを延伸していくことも必要である。

このような現状から、高速交通ネットワークの進化がもたらす経済効果を県内に波及させるためには、他圏域及び県内拠点間の連携強化に資する道路やスマートICなどの整備と、市街地の交通円滑化が不可欠である。

また、農業分野では、生産量日本一を誇るぶどう、もも、すももなどの果樹を中心に進められている高品質で付加価値の高い農産物の生産拡大に向けた取組を支える圃場や農業用水、農道等の基盤整備が求められており、林業分野では、間伐等の森林整備に対する支援、林内路網の整備など豊かな森林づくりのための取組が求められている。

【基本認識】

高速交通ネットワークの進化がもたらす経済効果を県全域に波及させるためのインフラ整備と、本県の優れた地域資源を県内経済の発展に生かすためのインフラ整備を実施する必要がある。

(4) 災害への備え

平成7年の阪神・淡路大震災をはじめ、平成23年の東日本大震災や令和6年1月の能登半島地震等多くの地震災害が発生している。

県内ほぼ全域の25市町村が、南海トラフ地震の防災対策推進地域に指定されるとともに、東部を中心とした14市町村が、首都直下地震の緊急対策区域に指定されている。

また、曾根丘陵断層地震など活断層による地震が発生した場合、本県に及ぼす影響が大きいと予想されている。

加えて、本県は富士山をはじめ、八ヶ岳や南アルプス、奥秩父などの山々に周囲を囲まれ、急峻な地形を有していることから、橋梁やトンネルが多く、河川は急勾配で、台風等の豪雨による河川の氾濫、土砂災害等が発生しやすい特徴を有している。

更に、富士山は活火山であり、その周辺には多数の県民・観光客等が生活又は来訪しているため、大規模な噴火の場合、影響は広範囲に及び、中小規模の噴火でも影響を被ることが予想される。

このため、公共施設等の老朽化対策とともに今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震、富士山火山噴火及び豪雨・豪雪といった大規模自然災害に対する備えが課題となっている。

【基本認識】

大規模自然災害に備えて、県土の強靱化に資する公共施設等の老朽化対策を推進する必要がある。

3 これまでの取組状況

本県では、これまで、平成14（2002）年2月に策定された「公共施設改革プログラム」や、平成23（2011）年度から本格導入した「公共施設の外部評価」等により、公共施設の見直し（廃止、統廃合、市町村への移譲、民間委託等）を行ってきた。

その後、本計画並びに本計画の基本方針の実現のための具体的な考え方や取組を示すため平成28（2016）年12月に策定した「山梨県公共施設マネジメント実施方針」に基づき、施設のあり方検討（公共施設評価）や長寿命化改修事業といったファシリティマネジメントを重視した取組を推進してきたところである。

また、インフラ施設については、「公共土木施設長寿命化計画基本方針」、「社会資本整備重点計画」を踏まえ、多数の施設について所管部局が長寿命化計画等を策定し、対策を進めている。

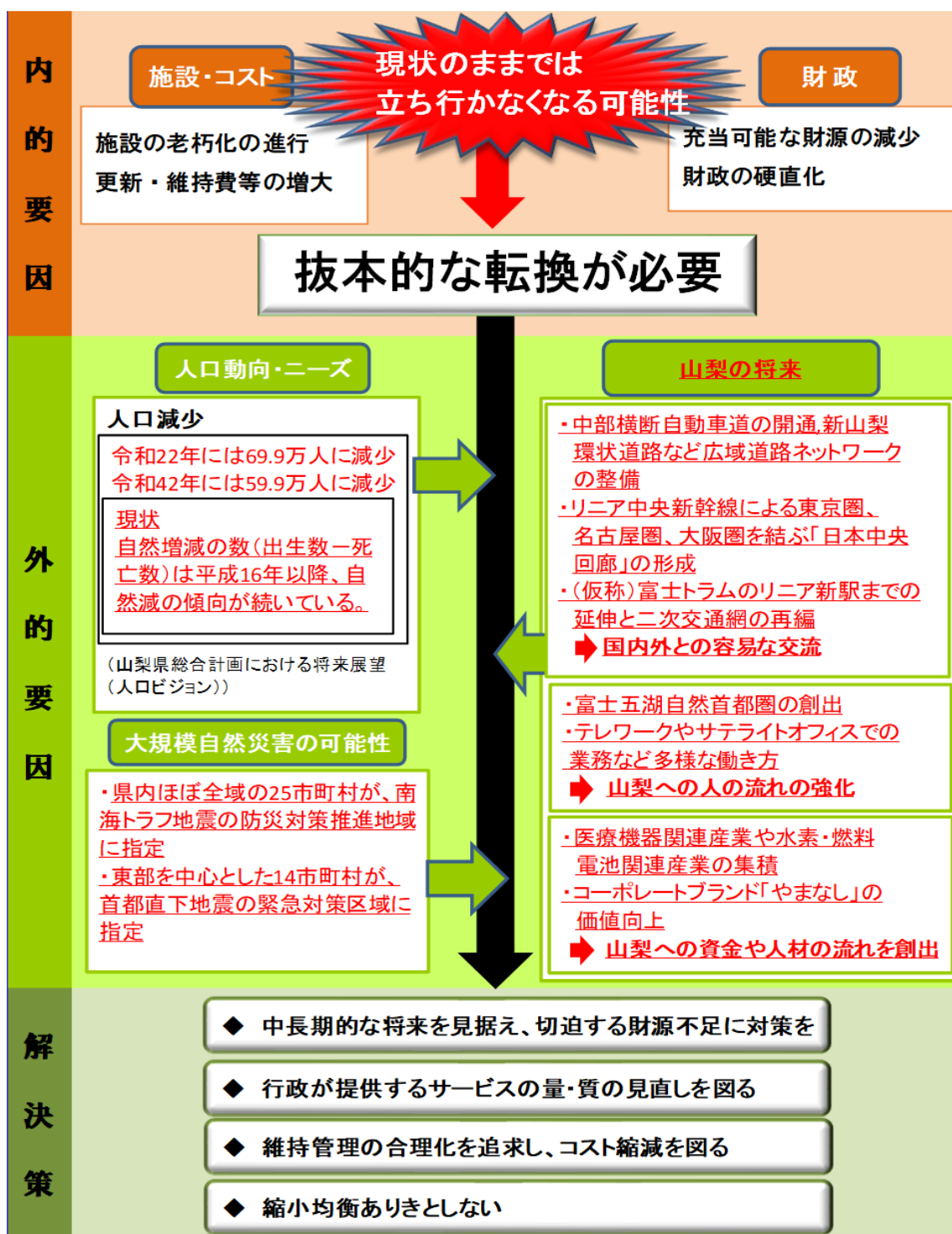
表12 本計画等に基づく取組

年度	内容
平成28年度～	全庁横断体制を構築するため、公共施設等総合管理計画調整会議を設置
平成28年度～	施設情報の一元化を図るため、施設概要、建物情報、運営・利用状況等を記載した施設カルテを作成
平成29年度～	社会的ニーズの変化に対応したサービスの提供と、施設管理にかかる財政負担の軽減を図るため、施設の今後の利活用の方向性を決定する施設のあり方検討（公共施設評価）を実施（※P94以降の参考資料参照）
平成30年度～	施設のあり方検討結果に基づき、個別施設計画を策定（R3.7までに、策定が必要なすべての施設について策定済）
令和元年度～	公共施設等の総合的・計画的な管理を推進するため、長寿命化改修等を実施
令和4年度～	施設方針の決定から5年を経過した施設について、状況や環境等を再確認し、必要に応じて施設方針のフォローアップを行う取組を開始
令和5年度～	施設情報を一元的に管理し、より効率的に保全業務を実施するため、公共施設・財産マネジメントシステムの運用を開始

4 管理に関する基本的な考え方

(1) 基本的な方針の設定

「2 現状や課題に関する基本認識」や施設状況等を踏まえて、公共施設等の管理に関する3つの基本的な方針を設定する。



**基本的な方針Ⅰ：社会的ニーズの変化に対応した行政サービス・施設規模の
適正化を図る**

県の財政運営が厳しさを増す一方で、更新・維持費等の増大が見込まれており、現状の施設規模を維持できなくなる可能性があるため、これまでのサービス（機能）と施設を一体として考える発想を転換し、県が提供すべきサービス、県で所有すべき施設を峻別し、所有する施設の規模の適正化を検討する必要がある。

このため、中長期的な人口動向（人口減少）、人口構成（少子高齢化）によるニーズの変化を捉え、行政が提供すべきサービスの見直しを図るとともに、引き続き、その結果に基づき必要に応じて廃止、転用、集約化、複合化、市町村への移譲等について検討を行い、財政的な制約を踏まえた施設規模の適正化を図る。

**基本的な方針Ⅱ：中長期的な視点での最適化に向け、全庁横断的に維持管理
の合理化・コスト縮減に取り組む**

前章において試算したとおり、公共建築物、インフラ施設ともに、長寿命化型の管理手法を導入したとしても、なお、従前の維持管理費を上回っている状況であり、維持管理の更なる合理化・コスト縮減が必要である。

維持管理の更なる合理化・コスト縮減のためには、施設所管課単位での取組だけでなく、全庁横断的な取組が重要であることから、総務部計画所管課及び公共施設等総合管理計画調整会議等において、中長期的な視点での最適化を見据えた方針を示すとともに必要な調整を行う。

施設の管理部門においては、LCC（ライフサイクルコスト）の最小化や施設特性に応じた管理水準・点検方法を設定するなど、方針に基づく計画的な維

持管理に取り組むとともに、安全性の確保を前提とした効率化を追求する。

基本的な方針Ⅲ：選択と集中による本県の将来を見据えた投資を実施する

本県では人口減少や少子高齢化に加え、新規投資に投入できる財源が減少する見通しであるなど、「負のスパイラル」に陥る可能性がある。一方、県内にはインバウンドの主力となる世界遺産富士山があるほか、リニア中央新幹線の整備が進められているなど、地域のポテンシャルを高める機会の到来が期待されている。

こうした機会を見据え、必要なインフラ整備や県土の強靱化に資するインフラの老朽化対策を推進するとともに、施設を更新する際に付加価値をつける、あるいはリニア中央新幹線整備に伴い再開発される駅周辺の施設に併せて廃止・転用、集約化又は複合化による統廃合を検討するなど、選択と集中により本県の将来発展を見据えた投資を実施する。

また、「山梨県総合計画」では、『県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし』に向かって、「ふるさと強靱化」という社会基盤の厚みを着実に積み重ね、これを土台として、その上に「開の国」という理念に基づく諸施策を展開することで、『豊かさをもれなく届けられるふるさと』を構築していくための取組みを進めている。さらに、常に変化する「将来への想像」を重ねることで、予測を超えた社会経済情勢の変化に対しても施策効果を確保する「先を見据えた施政」と「先を見通した行政」を展開することとしている。このため、「公共施設等の将来のあり方」を検討するに当たっては、「山梨県総合計画」に基づき、将来を見据えつつ、各施設の必要性を十分に精査するとともに、各施設の配置や規模の適正化を総合的かつ計画的に図る必要がある。

あわせて、県有施設のみならず、市町村の自主性・自立性を尊重した上で、

地域の実情やニーズを踏まえた市町村等との連携による施設の有効活用を検討していく必要がある。また、市町村との連携においては、技術職員不足による市町村施設の維持管理に係る課題についても支援を検討していく必要がある。

(2) 計画目標

ア 重大事故ゼロ

施設の安全性を確保する取組により、重大事故※³を発生させない。

イ 公共建築物総量の抑制

公共建築物はスクラップ・アンド・ビルドを原則とし、新たな行政需要に基づき必要とされる施設を除き、これ以上延床面積を増加させない。

※恩賜県有財産施設、公営事業会計施設は除く。

ウ 個別施設計画の見直し

施設類型ごとに策定した個別施設計画について、将来を見据え、不断の見直しを行う。

エ 情報の高度利用

公共施設・財産マネジメントシステムを活用した施設情報の一元的な管理及び、より効率的な保全業務を実施する。

※³重大事故について

重大事故とは人命に関わる事故を指す。

(3) 実施方針等の設定

「(1)の3つの基本的な方針」を踏まえた実施方針等は次のとおりである。

ア 点検・診断等の実施方針

(ア) 早期に点検未実施の施設の健全性を把握する。

安全確保の観点から、点検・診断が未実施の施設は、必要に応じ第三者被害等のリスクを考慮した優先順位を設定し、早期に健全性を把握する。

(イ) 点検・診断結果を一元管理し、取組の高度化を図る。

公共施設・財産マネジメントシステムにより、点検・診断の結果等の情報を適切に管理・分析・活用し、維持管理・更新等の効率的・効果的な取組を行っていく。

(ウ) 持続可能な点検体系を構築する。

点検データを蓄積・分析して、点検基準（点検方法、頻度等）の見直しを図るなど、施設特性やリスクを考慮した合理的な点検方法を検討し、持続可能な点検体系を構築する。

イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

(ア) 施設特性に応じた管理水準を設定する。

施設の役割、利用状況、重要度等の施設特性に応じて、長寿命化改修の実施や予防保全を導入する施設を選別するなど、施設特性に応じた管理水準を設定し、計画的な維持管理を実施するとともに、維持管理費の削減等によりトータルコストの縮減を図る。

(イ) 個別施設計画を適切に見直す。

施設を取り巻く状況が変化していくなか、各施設の計画を横並びに比較できるように、計画の考え方を統一し、財政負担の平準化、施設間の優

先順位付けを行えるよう、策定した個別施設計画を随時適切に見直す。

(ウ) 維持管理・修繕・更新履歴を効率的、効果的に活用する。

公共施設・財産マネジメントシステムにより、施設の維持管理・修繕・更新等の履歴などの情報を適切に管理・分析し、効率的、効果的な維持管理・更新等に係る取組を行う。

(エ) 施設を更新する際は付加価値をつけることを検討する。

県域のポテンシャルを高める機会を見据え、施設を更新する際には付加価値をつけることに努める。【公共建築物】

なお、公共施設等を更新、修繕する際には、「山梨県県産木材利用促進条例」に基づき原則として木造とするものとし、県産木材及び県産木材を利用した製品の利用に努めることとする。

(オ) 更新等における省エネルギー化を推進する。

「山梨県地球温暖化対策実行計画」に基づき、庁舎等の建替については、原則ZEB Oriented相当以上※4とし、更新等においても、省エネルギー効果の高い設備の導入や断熱性能の強化、クリーンエネルギーの活用等によりエネルギー消費量の削減を進めていく。

また、エネルギーマネジメントシステムの導入等により効率的利用を図り、エネルギー使用量を削減するなど、施設全体の省エネルギー化を推進する。

※4 ZEB Oriented相当以上について

延べ面積10,000平方メートル以上で事務所や工場、学校などが、40%以上の一次エネルギー消費量（ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会所などの場合は30%以上）を削減した建物で、更なる省エネに向けた未評価技術を導入している建物。

- (カ) 指定管理者制度導入施設における指定管理者が行う長寿命化に影響する日常的なメンテナンスについて、施設所管課は着実な実施が図られるよう指導する。

ウ 安全確保の実施方針

- (ア) 早期に点検未実施の施設の健全性を把握する。【再掲】

安全確保の観点から、点検・診断が未実施の施設は、必要に応じ第三者被害等のリスクを考慮した優先順位を設定し、早期に健全性を把握する。

- (イ) 点検等により高度の危険性が認められた場合の対応ルールを確立し実践する。

点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、緊急対応（通行規制、応急措置等）を実施するなど、安全確保に向けた対応ルールを確立し、実践する。

- (ウ) 用途廃止した施設について速やかに撤去の必要性を検討する。【公共建築物】

用途廃止し、今後も利用見込みのない施設については、防犯・防災・事故防止の観点から速やかに撤去の必要性を検討し、必要性が認められた場合は、撤去を実施する。

エ 耐震化の実施方針

- (ア) 老朽化対策との同時施工など効率的・効果的な対策を推進する。【インフラ施設】

修繕等の機会を捉え、併せて防災・耐震性能や事故に対する安全性についても向上を図るなど、効率的・効果的な対策を推進する。

(イ) 災害時拠点施設としての機能確保を含めた対策を推進する。【公共建築物】

災害時拠点施設としての非常電源、水等のライフライン機能の有無や窓ガラスの飛散防止対策の有無について把握し、総合的に対策の必要性を検討する。また、長寿命化改修・更新時には、防災・減災に資するような工夫をするなど有事に活用される対策を考慮する。

※ 平成19（2007）年7月に策定した「山梨県耐震改修促進計画」に基づく耐震化は平成27年度に完了した。

オ 長寿命化の実施方針

(ア) 予防保全型維持管理^{※5}を実施する。

重要度が高く、劣化進行を予測でき、コスト縮減が期待される施設については予防保全型維持管理を実施する。

(イ) 長寿命化を図る施設を絞り込み、長寿命化改修等を実施する。【公共建築物】

全庁的な観点から長寿命化を図る施設を絞り込み、施設特性に応じた目標使用年数を定めて適切な時期に長寿命化改修等を実施する。なお、長寿命化を図った施設は、少なくとも目標使用年数の間、使用することを原則とする。

※5 予防保全型維持管理について

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。

カ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- (ア) 施設の更新、修繕等において、国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）及び「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」（平成 20 年 3 月）におけるユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう公共施設等のユニバーサルデザイン化をより一層推進する。
- (イ) 施設のユニバーサルデザイン化の具体的な方針については、施設類型ごとに策定する各個別施設計画において定める。

キ 脱炭素化の推進方針

施設の更新、修繕等において、「山梨県地球温暖化対策実行計画」の内容を踏まえ、再生可能エネルギーの最大限の活用、省エネルギーの徹底などによる公共施設等の脱炭素化をより一層推進する。

ク 統合や廃止の推進方針

- (ア) 客観性・透明性のある評価を実施する。【公共建築物】

社会的ニーズの変化に対応したサービスを提供するとともに、施設管理にかかる財政負担の軽減を図るため、施設の今後の利活用の方向性を決定する施設のあり方検討（公共施設評価）を定期的を実施する。

なお、施設のあり方検討（公共施設評価）により、統合や廃止など抜本的な見直しが必要と評価された施設については、着実に統廃合等を推進する。

- (イ) 改修・更新等のタイミングで施設の必要性を検討する。

老朽化などに伴い改修・更新等を検討する際は、行政が提供すべきサ

ービス・機能の検証を行い、その結果に基づき必要に応じて廃止、転用、集約化、複合化、市町村への移譲等を検討する。また、廃止する施設については、撤去の必要性を検討し、必要性が認められた場合には、撤去を実施する。

(ウ) 施設類型ごとの統廃合の具体的な方針については、各個別施設計画において定める。【公共建築物】

ケ DXの推進について

令和5年度から運用を開始した公共施設・財産マネジメントシステムによる施設情報の一元的な管理及びより効率的な保全業務を推進する。また、点検・診断におけるドローンやAIの導入など新たなデジタル技術の活用を検討していく。

コ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(ア) 全庁横断的な体制を構築する。

「第3章 1 (1) 推進体制の整備」を参照

(イ) 施設管理者の技術力向上を図る。

点検などを行うためのマニュアル等を整備するとともに、各施設の管理者に対して定期的な技術研修、技術職員による巡回指導等、施設管理者の技術力の向上を図る。

(ウ) 民間の技術やノウハウ、資金等の活用を推進する。

民間の技術やノウハウ、資金等を活用することにより、公共施設等の維持管理・更新等の効率化、行政サービスの質的向上及び財政負担の軽減が図られる場合は、PPP/PFIの積極的な活用を検討する。

5 PDCAサイクルの推進方針

公共施設等総合管理計画の内容を今後継続的により良く、かつ精度の高いものにしていくためには、今後の社会経済情勢の変化、本県の財政状況等を速やかに本計画に反映させることに加え、計画策定後のPDCAサイクルを確立することが重要である。

そのため、公共施設マネジメント実施方針や個別施設計画の進捗状況、施設のあり方検討（公共施設評価）結果等を踏まえ、概ね5年ごとに、本計画に基づく取組の進捗状況等について評価を実施し、県ウェブサイトにおいて公表するとともに、必要に応じて本計画を改定する。

評価に当たっては、総務部計画所管課が、進捗状況の確認方法や共通ルールを提示するとともに、施設管理者等が行う取組のフォローアップを実施し、また、公共施設等総合管理計画調整会議において、情報共有、部局間の調整、合意形成を図っていくものとする。

なお、PDCAサイクルの推進に当たっては、公共建築物とインフラ施設それぞれのこれまでの取組状況を踏まえ、合理的に実施されるよう留意する。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

Iに公共建築物、インフラ施設ごとに共通する方針を、また、III以降に施設類型ごとの重点的に取り組む方針及び施設特性を踏まえた方針を示す。

※施設数等のデータは令和6年3月31日現在

I 共通方針

1 公共建築物

ア 点検・診断等

- ・法定点検は従来どおり確実に実施しつつ、法定点検の対象から外れている施設についても合理的な点検ルールを確立し実践する。
- ・個別施設計画の策定等に活用するために点検・診断の結果を公共施設・財産マネジメントシステムに蓄積する。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・施設特性に応じた管理水準を設定するとともに、実現性ある個別施設計画を策定し、トータルコストの縮減や財政負担の平準化を図る。
- ・施設を更新する際は付加価値をつけることに努める。
- ・更新等における省エネルギー化を推進する。
- ・指定管理者制度導入施設における指定管理者が行う長寿命化に影響する日常的なメンテナンスについて、施設所管課は着実な実施を図られるよう指導する。

ウ 安全確保

- ・点検等により高度の危険性が認められた場合の緊急対応ルールを確立し実践する。
- ・用途廃止した施設について速やかに撤去の必要性を検討する。

エ 耐震化

- ・災害時拠点施設としての機能確保を含めた対策を推進する。

オ 長寿命化

- ・重要度が高く、劣化進行を予測でき、コスト縮減が期待される施設については、予防保全型維持管理を実施する。

- ・長寿命化を図る施設を絞り込み、施設特性に応じた目標使用年数を定めて適切な時期に大規模改修等を実施する。なお、長寿命化を図った施設は、少なくとも目標使用年数の間、使用することを原則とする。

カ ユニバーサルデザイン化

- ・施設の更新、修繕等において、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化をより一層推進する。

キ 脱炭素化

- ・施設の更新、修繕等において、「山梨県地球温暖化対策実行計画」の内容を踏まえ、再生可能エネルギーの最大限の活用、省エネルギーの徹底などによる公共施設等の脱炭素化をより一層推進する。

ク 統合や廃止

- ・改修・更新等のタイミングで、行政が提供すべきサービス・機能の検証を行い、その結果に基づき必要に応じて廃止、転用、集約化、複合化、市町村への移譲等を検討する。

ケ DXの推進

- ・公共施設・財産マネジメントシステムにより、一元管理された施設情報により効率的な保全業務を推進する。
- ・点検・診断におけるドローンやAIの導入など新たなデジタル技術の活用を検討する。

2 インフラ施設

ア 点検・診断等

- ・施設特性、リスクを考慮した合理的な点検方法を構築する。
- ・個別施設計画の策定等に活用するために点検・診断の結果をデータベースに蓄積する。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・施設特性に応じた管理水準を設定するとともに、実現性ある個別施設計画を策定し、トータルコストの縮減や財政負担の平準化を図る。
- ・（個別施策計画策定済みの施設）

策定済みの個別施設計画に基づいて、確実に修繕等を実施する。

ウ 安全確保

- ・点検等により高度の危険性が認められた場合の緊急対応ルールを確立し実践する。

エ 耐震化

- ・老朽化対策との同時施工など効率的・効果的な対策を推進する。なお、基準不適合の施設については、第三者被害等のリスクを考慮し、峻別して対応する。

オ 長寿命化

- ・重要度が高く、劣化進行を予測でき、コスト縮減が期待される施設については、予防保全型維持管理の導入を検討する。

カ ユニバーサルデザイン化

- ・施設の更新、修繕等において、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるようユニバーサルデザイン化をより一層推進する。

キ 脱炭素化

- ・施設の更新、修繕等において、「山梨県地球温暖化対策実行計画」の内容を踏まえ、再生可能エネルギーの最大限の活用、省エネルギーの徹底などによる公共施設等の脱炭素化をより一層推進する。

ク DXの推進

- ・点検・診断におけるドローンや AI の導入など新たなデジタル技術の活用を検討する。

ケ 統合や廃止

—

Ⅱ 個別施設計画（長寿命化計画）の策定・見直しについて

本計画における実施方針等を踏まえ、施設類型ごとに予防保全型維持管理の考え方を前提とした実現性のある個別施設計画を策定し、随時適切に見直すものとする。

ただし、総務部計画所管課と協議の上、次の取り扱いも可能とする。

- 1 施設類型内に施設所管部局が複数ある場合、施設特性等の理由から部局単位で個別施設計画を策定すること
- 2 各部局が所管する施設数や規模等により、複数の個別施設計画をまとめて一つの個別施設計画として策定すること
- 3 計画対象除外施設

府省の計画対象除外施設の考え方を踏まえた、次の①から④までの施設については、個別施設計画（長寿命化計画）の対象から除くことができるものとする。

- ① 主たる構成部が精密機械・消耗部材である施設（システム関連施設等）
- ② 施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的であり、経済性・効率性に鑑みて、事後保全により対応する方が効果的な施設
- ③ 廃止が予定されている施設
- ④ 経年的な損傷以外の損傷によって健全性が左右される施設
 - ・ 劣化や疲労等の経年的な損傷に比して、降雨・地震等の災害や人的な事故等の短期間で発生する事象に起因する損傷によってその健全性が左右される施設については、巡視や被災後の点検等により状態を把握し、適切に機能回復を図ることを基本として管理する。

なお、既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画に代えることができるものとする。

Ⅲ 公共建築物

1 県民利用施設

(1) 文化・社会教育系施設

①文化施設
■施設概要
<ul style="list-style-type: none">○ 文化施設として2施設、8棟、延床面積約2.4万㎡を所有○ 県民文化ホール、富士山世界遺産センター
■現状・課題
<ul style="list-style-type: none">○ 約9割の建築物が築後30年以上を経過している。○ 今後（50年間）の更新費等の見込額は約165億円
■今後の施設管理の方針（第4章I共通方針以外の方針）
<ul style="list-style-type: none">○ その他<ul style="list-style-type: none">・ 県民文化ホールについては、今後、より一層のニーズの把握に努め、より多くの幅広い層の県民の利用につなげていく。
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<ul style="list-style-type: none">○ 平成31年3月策定（令和5年3月改正）

②社会教育施設
■施設概要
<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会教育施設として9施設、60棟、延床面積約6.4万㎡を所有 ○ リニア見学センター、図書館、八ヶ岳少年自然の家、科学館、山梨ことぶき勸学院、博物館、美術館、考古博物館、文学館
■現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 約5割の建築物が築後30年以上を経過している。 ○ 今後（50年間）の更新費等の見込額は約418億円
■今後の施設管理の方針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通方針のとおり。
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年3月策定（令和6年3月改正）（図書館、八ヶ岳少年自然の家、科学館、山梨ことぶき勸学院、博物館、美術館、考古博物館、文学館）
■これまでの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ なかとみ青少年自然の里を廃止し、身延町に移譲 ○ 愛宕山少年自然の家及びゆずりはら青少年自然の里の機能を八ヶ岳少年自然の家に集約化

(2) スポーツ・レクリエーション系施設

①スポーツ施設
■施設概要
<ul style="list-style-type: none">○ スポーツ施設として2施設、10棟、延床面積約0.2万㎡を所有○ 八代射撃場、飯田野球場
■現状・課題
<ul style="list-style-type: none">○ ほぼすべての建築物が築後30年以上を経過している。○ 今後(50年間)の更新費等の見込額は約16億円
■今後の施設管理の方針
<ul style="list-style-type: none">○ 共通方針のとおり。
■個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況
<ul style="list-style-type: none">○ 平成31年3月策定(令和5年3月改正) (八代射撃場)
■これまでの取組
<ul style="list-style-type: none">○ 本栖湖青少年スポーツセンターを廃止し、富士河口湖町へ移譲○ 八ヶ岳スケートセンターを北杜市に移譲

②レクリエーション施設
■施設概要
<ul style="list-style-type: none"> ○ レクリエーション施設として1施設、12棟、延床面積約0.9万㎡を所有 ○ 青少年センター
■現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ ほぼすべての建築物が築後30年以上経過している。 ○ 今後（50年間）の更新費等の見込額は約17億円 ○ 施設の老朽化や機能重複の状況とともに、少子高齢化の進行等による社会構造や利用者需要の変化に対応した施設サービスの向上及び施設規模の適正化を図る必要がある。
■今後の施設管理の方針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通方針のとおり。
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年3月策定（令和5年7月改正）
■これまでの取組
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設内機能を旧リバース和戸（新本館）に集約化 ○ 集約化後、体育館をパラスポーツセンターに転用、旧本館をスタートアップ支援拠点施設に転用

(3) 産業振興系施設

①産業振興施設
■施設概要
<ul style="list-style-type: none">○ 産業振興施設として1施設、9棟、延床面積約1.0万㎡を所有○ アイメッセ山梨
■現状・課題
<ul style="list-style-type: none">○ 築後20年以上を経過している。○ 今後(50年間)の更新費等の見込額は約77億円○ リニア中央新幹線の開通を踏まえ、その利点を最大限に生かせる取組の実施が必要となる。
■今後の施設管理の方針(第4章I共通方針以外の方針)
<ul style="list-style-type: none">○ その他<ul style="list-style-type: none">・ リニア中央新幹線の開業を踏まえ、集客施設としての魅力向上や集客増の方策等を検討し、利用率の更なる向上を図っていく。
■個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況
<ul style="list-style-type: none">○ 令和2年3月策定(令和6年3月改正)

②職業能力開発施設
■施設概要
<ul style="list-style-type: none"> ○ 職業能力開発施設として4施設、58棟、延床面積約2.1万㎡を所有 ○ 産業技術短期大学校、峡南高等技術専門学校、就業支援センター、中小企業人材開発センター
■現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 約5割の建築物が築後30年以上を経過している。 ○ 今後（50年間）の更新費等の見込額は約139億円
■今後の施設管理の方針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通方針のとおり。
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年3月策定（令和5年3月改正）

③観光施設
■施設概要
<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光施設として 18 施設、51 棟、延床面積約 0.8 万㎡を所有 ○ 観光文化部所管施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 富士山救護所、富士山安全指導センター、北岳山荘、富士北麓駐車場、御中道歩道、東海自然歩道、北岳公衆トイレ、三ツ峠登山口トイレ、東海自然歩道佐野トイレ等 ○ 農政部所管施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 富士湧水の里水族館、フラワーセンター、まきば公園、クニマス展示館
■現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 約 2 割の建築物が築後 30 年以上を経過している。 ○ 今後（50 年間）の更新費等の見込額は約 129 億円
■今後の施設管理の方針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通方針のとおり。
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 31 年 3 月策定（令和 5 年 3 月改正）（富士北麓駐車場） ○ 平成 31 年 3 月策定（令和 6 年 3 月改正）（富士湧水の里水族館、フラワーセンター、まきば公園）
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 28 年 4 月、富士ビジターセンターを廃止し、富士山世界遺産センター北館とした。 ○ 富士川観光センターについては、道の駅機能をクラフトパークに集約化

(4) 学校教育系施設

①高等学校
■施設概要
○ 高等学校として 27 施設、767 棟、延床面積約 45.5 万㎡を所有
■現状・課題
○ 約 5 割の建築物が築後 30 年以上を経過し、また、約 3 割の建築物が築後 40 年以上を経過している。更に、10 年後には築後 30 年以上経過の比率が約 8 割にまで増加する。 ○ 今後（50 年間）の更新費等の見込額は約 2,344 億円 ○ 今後、年少人口の減少が予想される中、社会ニーズの変化に対応した施設規模に見直しを図っていく必要がある。
■今後の施設管理の方針（第 4 章 I 共通方針以外の方針）
ア 点検・診断等 ・ 管理者（各学校）の日常点検について、適切に実施できるような方策を検討する。
イ 維持管理・修繕・更新等 ・ 文部科学省の「学校施設の長寿命化改修の手引」などを参考に、個別施設計画を策定する。
エ 耐震化 ・ 非常電源、水等のライフライン機能の有無や、窓ガラスの飛散防止対策の必要性の有無について把握し、総合的な耐震対策を検討する。
オ 長寿命化 ・ イ 維持管理・修繕・更新等と同様
キ 統合や廃止 ・ 地域ごとの対象年齢人口の将来推計及び「県立高等学校長期構想 2020」を踏まえて、高校の地理的状況、交通事情、生徒の通学状況等に配慮しつつ集約化等の再編整備を引き続き検討する。
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
○ 平成 31 年 3 月策定（令和 6 年 3 月改正）

②特別支援学校
■施設概要
○ 特別支援学校として 13 施設、143 棟、延床面積約 7.8 万㎡を所有
■現状・課題
○ 約 3 割の建築物が築後 30 年以上を経過しており、10 年後にはその比率が約 5 割に増加する。 ○ 今後（50 年間）の更新費等の見込額は約 388 億円
■今後の施設管理の方針（第 4 章 I 共通方針以外の方針）
ア 点検・診断等 ・ 管理者（各学校）の日常点検について、適切に実施できるような方策を検討する。
イ 維持管理・修繕・更新等 ・ 文部科学省の「学校施設の長寿命化改修の手引」などを参考に、個別施設計画を策定する。 ・ 「特別支援教育推進プラン」に基づき検討を行う。
エ 耐震化 ・ 非常電源、水等のライフライン機能の有無や、窓ガラスの飛散防止対策の必要性の有無について把握し、総合的な耐震対策を検討する。
オ 長寿命化 ・ イ 維持管理・修繕・更新等と同様
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
○ 平成 31 年 3 月策定（令和 6 年 3 月改正）（やまびこ支援学校、うぐいすの杜学園を除く 11 施設）

③その他の学校
■施設概要
<ul style="list-style-type: none"> ○ その他の学校として2施設、28棟、延床面積約1.1万㎡を所有 ○ 宝石美術専門学校、農林大学校
■現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林大学校の約7割の建築物が築後30年以上を経過している。 ○ 今後（50年間）の更新費等の見込額は約62億円
■今後の施設管理の方針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通方針のとおり。
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年3月策定）（令和5年3月改正）（農林大学校）

(5) 保健福祉系施設

①高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設
■施設概要
<ul style="list-style-type: none">○ 高齢者福祉施設<ul style="list-style-type: none">・ 1施設、4棟、延床面積約0.2万㎡を所有・ 青い鳥老人ホーム○ 障害者福祉施設<ul style="list-style-type: none">・ 6施設、51棟、延床面積約3.0万㎡を所有・ 育精福祉センター、育精福祉センター成人寮、あけぼの医療福祉センター成人寮、あゆみの家、あけぼの医療福祉センター、富士ふれあいセンター○ 児童福祉施設<ul style="list-style-type: none">・ 1施設、9棟、延床面積約0.3万㎡を所有・ 甲陽学園
■現状・課題
<ul style="list-style-type: none">○ 10年後には約4割の建築物が築後30年以上を経過する。○ 今後（50年間）の更新費等の見込額は約192億円○ あけぼの医療福祉センターについては、高齢化の進展に伴う、入所者・利用者の高齢化・重度化に対応したサービスの提供や、施設・設備の改修等についても検討していく必要がある。○ 富士ふれあいセンターについては、ニーズの多様化、複雑化による困難ケースや専門的支援の必要なケースの増加に対して、さらに相談支援機能を充実させていく必要がある。
■今後の施設管理の方針（第4章I共通方針以外の方針）
キ 統合や廃止 <ul style="list-style-type: none">・ あゆみの家は、民間移管などにより一層の施設サービスの向上を図るため移譲する。
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<ul style="list-style-type: none">○ 平成31年3月策定（令和6年3月改正）（青い鳥老人ホーム、育精福祉センター、育精福祉センター成人寮、あけぼの医療福祉センター成人寮、あけぼの医療福祉センター、富士ふれあいセンター、甲陽学園）
■今後の施設管理の方針（第4章I共通方針以外の方針）
<ul style="list-style-type: none">○ 令和3年3月、梨の実寮及びあさひワークホームを民間へ移譲

(6) 公営住宅等

①公営住宅等
■施設概要
<ul style="list-style-type: none">○ 公営住宅等として89団地、808棟（住棟314棟（7,391戸）及び付属施設）、延床面積約50.6万㎡を所有○ 公営住宅、特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅
■現状・課題
<ul style="list-style-type: none">○ 約7割の建築物が築後30年以上を経過しており、10年後にはその比率が約9割にまで増加する。○ 今後（50年間）の更新費等の見込額は約1,041億円○ 特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅及び公営住宅の一部に指定管理者制度を導入し、その他の公営住宅には管理代行制度を導入している。○ 「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、定期点検の結果を勘案しながら、定期的な修繕により建物を長寿命化して使用することとしているが、厳しい財政状況下にあっても県営住宅ストックの大量更新時期を乗り越えるため、低廉な民間賃貸住宅等の活用も考慮した需給の精査と低コストの長寿命化手法の積極的な採用などが必要となる。

■今後の施設管理の方針（第4章I 共通方針以外の方針）

ア 点検・診断等

- ・ 法定点検は従来どおり確実に実施するとともに、法定点検の対象から外れている施設については、状況に応じた適切な修繕等の対応を随時行うことにより合理的に維持、保全を図る。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、定期点検の結果を勘案しながら、引き続き定期的な修繕による長寿命化を推進する。
- ・ 今後、更に更新・改修に係るコスト縮減に向けた手法を検討する。

ウ 安全確保

- ・ 緊急時の対応については、県と管理代行・指定管理者の連絡を、迅速かつ的確に行うこととしており、引き続き入居者の安全確保を図る。

オ 長寿命化

- ・ 良好な居住環境での住宅供給を図るため「山梨県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存ストックの有効活用も含めた適切な事業執行に努める。

キ 統合や廃止

- ・ 将来の世帯数の減少を踏まえた住宅ストックの縮小も視野に入れて検討する。
- ・ また、昭和30～40年代建築の団地のうち、敷地狭小等の条件が悪いものについては、入居者がいなくなり次第、用途廃止とする。
- ・ 今後30年間で、約3,300戸の県営住宅を廃止する計画だが、将来にわたって維持する住棟以外の住棟のうち入居者が0になったものから順次廃止することとし、入居者が存する間は存続することになる。

■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況

- 「山梨県公営住宅等長寿命化計画（改定）」（計画期間令和3年度～令和12年度）を令和3年3月に策定

(7) その他県民利用施設

①その他県民利用施設
■施設概要
<ul style="list-style-type: none">○ その他県民利用施設として7施設、38棟、延床面積約2.0万㎡を所有○ 男女共同参画推進センター、消防学校、防災安全センター、愛宕山こどもの国、八ヶ岳自然ふれあいセンター、甲府駅南口駅前広場、やまなし地域づくり交流センター
■現状・課題
<ul style="list-style-type: none">○ 約4割が築後30年以上を経過している。○ 今後(50年間)の更新費等の見込額は約116億円
■今後の施設管理の方針
<ul style="list-style-type: none">○ 共通方針のとおり。
■個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況
<ul style="list-style-type: none">○ 平成31年3月策定(令和5年3月改正)(消防学校、防災安全センター)○ 令和3年3月策定(令和6年3月改正)(八ヶ岳自然ふれあいセンター)○ 令和3年7月策定(男女共同参画推進センター)
■個別施設計画(長寿命化計画)の策定状況
<ul style="list-style-type: none">○ 国際交流センターの機能を男女共同参画推進センター(びゅあ総合)に集約化・複合化

2 行政施設

(1) 行政系施設

①庁舎等
■施設概要
<ul style="list-style-type: none">○ 庁舎等として 22 施設、149 棟、延床面積約 13.0 万㎡を所有○ 本庁舎、総合教育センター、西八代合同庁舎、南巨摩合同庁舎、南都留合同庁舎、北巨摩合同庁舎、東山梨合同庁舎、東八代合同庁舎、富士吉田合同庁舎、福祉プラザ、中北建設事務所、新環状道路建設事務所、富士・東部建設事務所、子どもこのころサポートプラザ等
■現状・課題
<ul style="list-style-type: none">○ 合同庁舎・単独事務所については、約 5 割が築後 30 年以上を経過し、10 年後にはその比率が約 7 割にまで増加する。○ 今後（50 年間）の更新費等の見込額は約 970 億円
■今後の施設管理の方針
<ul style="list-style-type: none">○ 共通方針のとおり。
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<ul style="list-style-type: none">○ 平成 31 年 3 月策定（令和 5 年 3 月改正）（本庁舎、総合教育センター、合同庁舎（西八代、南巨摩、南都留、北巨摩、東山梨、東八代、富士吉田）、自動車税部庁舎、都留児童相談所、福祉プラザ、動物愛護指導センター、建設事務所（中北、峡南身延支所、新環状道路、富士・東部）

<h2>②検査研究施設</h2>
<h3>■施設概要</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査研究施設として 21 施設、339 棟、延床面積約 9.0 万㎡を所有 ○ 衛生環境施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生環境研究所、食肉衛生検査所、地下水位観測所 ○ 林業施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 富士吉田試験園、森林総合研究所、八ヶ岳特用薬用植物園、南部林木育種園切久保採種園、南部林木育種園八木沢採種園、小淵沢採種園 ○ 商工業施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業技術センター（富士技術支援センター、甲府技術支援センター（ワインセンター）、甲府技術支援センター） ○ 農水産業施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水産技術センター、総合農業技術センター、果樹試験場、畜産酪農技術センター、東部家畜保健衛生所、八ヶ岳牧場等 ○ その他施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 富士山科学研究所
<h3>■現状・課題</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ 約 5 割の建築物が築後 30 年以上を経過し、10 年後には、約 9 割の建築物が築後 30 年を経過するなど、老朽化が進んでいる。 ○ 今後（50 年間）の更新費等の見込額は約 776 億円 ○ 衛生環境研究所については、災害発生時での業務継続性に課題があるため、必要な対策の検討を行う必要がある。
<h3>■今後の施設管理の方針</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共通方針のとおり。
<h3>■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 31 年 3 月策定（令和 5 年 3 月改正）（衛生環境研究所、食肉衛生検査所） ○ 平成 31 年 3 月策定（令和 6 年 3 月改正）（森林総合研究所）（商工業施設） ○ 平成 31 年 3 月策定（令和 6 年 3 月改正）（農水産業施設）
<h3>■これまでの取組</h3> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合農業技術センターについては、本館、展示館及び北館の 3 施設の機能を建て替えした本館に集約化

③防災施設
■施設概要
<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災施設として 5 施設、15 棟、延床面積約 500 m²を所有 ○ 水防倉庫、防災行政無線局舎、林野火災資材倉庫、防災備蓄倉庫、広域医療搬送拠点臨時医療施設
■現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 約 7 割の建築物が築後 30 年以上を経過している。 ○ 今後（50 年間）の更新費等の見込額は約 4 億円
■今後の施設管理の方針
<ul style="list-style-type: none"> ○ 共通方針のとおり。
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災施設については、施設規模が小さく、経済性・効率性に鑑みて、事後保全により対応する方が効果的であることなどから、計画対象除外施設とした。

(2) 警察施設

①警察施設
■施設概要
<ul style="list-style-type: none">○ 警察施設として 228 施設、742 棟、延床面積約 10.8 万㎡を所有○ 警察署庁舎・分庁舎等 (24 施設)、交番 (24 施設)、駐在所等 (121 施設)、待機宿舎等 (59 施設)
■現状・課題
<ul style="list-style-type: none">○ 約 6 割の建築物が築後 30 年以上を経過しており、10 年後にはその比率が約 8 割にまで増加する。特に、警察署庁舎・分庁舎は、約 5 割が築後 30 年以上を経過し、10 年後には約 7 割にまで増加し、待機宿舎等は、約 7 割が築後 30 年以上を経過し、10 年後には約 9 割にまで増加する。○ 経過年数等を考慮した建替計画を作成しているが、施設数が多い駐在所等で、建替時期を迎えても同時期に相当数の施設が対象になるため、限られた予算の中での対応が困難な状況である。○ 今後 (50 年間) の更新費等の見込額は約 750 億円
■今後の施設管理の方針 (第 4 章 I 共通方針以外の方針)
キ 統合や廃止 <ul style="list-style-type: none">・ 社会情勢を踏まえて、所管している面積、人口、犯罪等の発生状況等を勘案して再配置を検討する。なお、防犯や災害発生時等における危機管理上の重要拠点施設であるため、施設機能を十分に確保できるよう計画的に対策を講じる。
■個別施設計画 (長寿命化計画) の策定状況
<ul style="list-style-type: none">○ 平成 31 年 3 月策定 (令和 5 年 3 月改正) (警察署庁舎・分庁舎 19 施設、待機宿舎等 50 施設)

3 その他施設

(1) その他施設

①職員宿舎
■施設概要
<ul style="list-style-type: none">○ 職員宿舎として9施設、70棟、延床面積約1.5万㎡を所有○ 東京事務所宿舎（野沢宿舎、下馬宿舎）、富士吉田職員宿舎、職員宿舎メイプル飯田、宮前職員宿舎、教職員住宅（2施設）、県職員旭宿舎等
■現状・課題
<ul style="list-style-type: none">○ 約3割の建築物が築後30年を経過しており、10年後には、ほぼすべての建築物で築後30年を経過する。○ 今後（50年間）の更新費等の見込額は約28億円
■今後の施設管理の方針（第4章I共通方針以外の方針）
キ 統合や廃止 <ul style="list-style-type: none">・ 東京事務所職員宿舎（野沢宿舎・下馬宿舎）については、人事政策上、必要な施設であるものの、老朽化が顕著であることから、野沢宿舎に集約のうえ、PPP/PFIなど民間活力を活用し建替えを実施する。 なお、建替えに当たっては、民間活力を活用する中で、極力、県負担を削減する手法について検討していく。
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<ul style="list-style-type: none">○ 平成31年3月策定（令和3年3月改正）
■これまでの取組
<ul style="list-style-type: none">○ 教職員住宅については、「教職員住宅の今後の在り方に関する基本方針」に基づき、令和3年度までに昭和に建設された4住宅を廃止した。 また、育精福祉センター職員宿舎及びあけぼの医療福祉センター職員宿舎は、平成27年度に廃止した。○ 音羽職員宿舎は廃止し、民間へ売却

②その他施設
■施設概要 <ul style="list-style-type: none"> ○ その他の施設として 21 施設、182 棟、延床面積約 6.0 万㎡を所有。 ○ 葦崎こすもす教室、旧中北保健福祉事務所、大泉緑化園、日野春緑化園、旧宝合同庁舎、旧工業技術センター、旧峡北高等学校、旧小笠原保健所、旧知事及び部長宿舎、旧葦崎射撃場、旧峡南高等学校、旧増穂商業高等学校、旧国際交流センター等
■現状・課題 <ul style="list-style-type: none"> ○ ほぼすべての建築物が築後 30 年を経過している。 ○ その他施設には未利用となっている用途廃止（普通財産）した施設が多く存在している。 ○ 今後（50 年間）の更新費等の見込額は約 48 億円
■今後の施設管理の方針（第 4 章 I 共通方針以外の方針）
ウ 安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政財産を用途廃止（普通財産）した未利用の施設は取り壊す。
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況 <ul style="list-style-type: none"> ○ その他の施設については、廃止施設であることなどから、計画対象除外施設とした。

4 インフラ系施設

(1) 公共系施設

河川、ダム、砂防、林業関連施設
<p>■施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 10 施設、215 棟、延床面積約 1.1 万㎡を所有 ○ 河川 1 施設、67 棟、延床面積 1,098 ㎡・総合河川情報システム（治水課分）に係る建築物 ○ ダム 6 施設、100 棟、延床面積 7,926 ㎡・ダム管理事務所、水位局等 ○ 砂防 2 施設、38 棟、延床面積 582 ㎡・総合河川情報システム（砂防課分）、富士山火山監視システムに係る建築物 ○ 林業関連施設 1 施設、10 棟、延床面積 1,432 ㎡・造林小屋
<p>■現状・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ダムにおける建築物については、半数が築後 30 年以上を経過しており、10 年後にはその比率が約 6 割にまで増加する。 ○ 林業関連施設は、7 割が築後 30 年以上を経過しており、すでに利用されていない建築物もあることから、撤去を検討する必要がある。
<p>■今後の施設管理の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共通方針のとおり。
<p>■個別管理計画（長寿命化計画）の策定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ダムにおける建築物については、「Ⅱ 行政施設 1 行政系施設（1）庁舎等」として、平成 31 年 3 月策定。（令和 5 年 3 月改正） ○ 長寿命化対象施設：広瀬ダム管理事務所、荒川ダム管理事務所、琴川ダム管理事務所、大門ダム管理事務所、塩川ダム管理事務所、深城ダム管理事務所 ○ 河川、砂防、林業関連施設については、施設規模が小さいことなどから、計画対象除外施設とした。

※ 公園の公共建築物（22 施設、193 棟、9.5 万㎡）については、「Ⅳ インフラ施設 1 公共系施設（6）公園」に、治山の公共建築物（1 施設、4 棟）については、「Ⅳ インフラ施設 1 公共系施設（8）治山」に含む。

※ 「5 公営事業会計施設」の公共建築物については、「Ⅳ インフラ施設 2 公営事業会計施設」に含む。

IV インフラ施設

1 公共系施設

(1) 道路

<p>■施設概要</p> <ul style="list-style-type: none">○ 道路は、181路線、延長1,841km、橋梁1,959橋、トンネル144箇所を管理○ その他、標識・照明施設、横断歩道橋、シェッド、大型カルバートなどを管理○ 規模が大きい構造物は、橋梁での最長が信玄橋（516m）、トンネルでの最長が雁坂トンネル（6,625m）
<p>■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「山梨県道路舗装維持管理計画」を平成30年3月に策定○ 「山梨県橋梁長寿命化実施計画」を平成22年3月に策定し、令和2年11月に更新○ 「山梨県トンネル維持管理計画」を平成26年11月に策定し、令和3年3月に更新○ 「山梨県道路附属物維持管理計画」を令和3年9月に策定し、令和4年2月に更新
<p>■現状・課題</p> <ul style="list-style-type: none">○ 建設後50年以上経過の施設は、橋梁では現在の37.1%が20年後に68.7%、トンネルでは現在の31.3%が20年後に60.4%と、今後急激に老朽化が進むことが見込まれている。○ 道路はインフラ施設全体に占める費用割合（約5割）が大きいことから、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが、特に重要である。（約4,400億円）

■管理に関する基本的な方針（第4章 I 共通方針以外の方針）

ア 点検・診断等

- ・ 各施設の長寿命化計画や維持管理計画に基づき、定期的に点検を実施し、国や県の定める要領により診断を行う。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 各施設の長寿命化計画や維持管理計画に基づき、計画的な修繕・更新工事を実施する。
- ・ 当面は、構造物（橋梁、トンネル等）の老朽化対策を先行して実施する。

オ 長寿命化

- ・ 同上

キ 統合や廃止

- ・ 各施設において、更新のタイミングで必要性を検討する。
- ・ 横断歩道橋について、利用者が著しく減少した場合は、撤去を検討する。
また、バイパス整備後に横断歩道橋の設置されている路線を市町村に移管する場合は、利用実態や市町村の意向を踏まえ、移管に際して撤去することも検討する。

(2) 河川

■施設概要
<ul style="list-style-type: none">○ 河川は 610 河川、河川管理施設を 14 箇所（樋門・樋管 7 箇所、水門等 3 箇所、排水機場 3 箇所、堰 1 箇所）を管理○ 総合河川情報システムを管理
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<ul style="list-style-type: none">○ 樋門・樋管、水門、排水機場、堰の河川管理施設 14 箇所について、個別施設ごとに「山梨県河川管理施設長寿命化計画」（計画期間 40 年間）を平成 29 年 10 月に策定（令和 6 年 1 月改正）
■現状・課題
<ul style="list-style-type: none">○ 河川管理施設 14 箇所のうち、8 箇所（樋門・樋管 3 箇所、水門等 2 箇所、排水機場 2 箇所、堰 1 箇所）が、20 年後には設置後 50 年以上経過することとなることから、信頼性の低下と、機能回復に必要な整備・更新費用の増大が懸念される。○ 定期的に点検を実施している。
■管理に関する基本的な方針（第 4 章 I 共通方針以外の方針）
ア 点検・診断等 <ul style="list-style-type: none">・ 各施設の長寿命化計画に基づき、定期的に点検を実施する。・ データベースシステムを構築し、台帳、点検結果、補修・整備等の履歴を蓄積、管理、活用できる仕組みを構築する。・ 堤防の定期点検も今後実施する。
イ 維持管理・修繕・更新等 <ul style="list-style-type: none">・ 各施設の長寿命化計画に基づき、コスト縮減と財政負担の平準化を図る。・ 河川堤防についても国等の動向を踏まえて今後の対応を検討する。
オ 長寿命化 <ul style="list-style-type: none">・ 同上

(3) ダム

■施設概要
○ ダム（広瀬ダム、荒川ダム、大門ダム、塩川ダム、深城ダム、琴川ダム）を管理
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
○ ダムごとに「山梨県ダム長寿命化計画」（計画期間 50 年）を平成 26 年 3 月に策定、令和 6 年 3 月改正
■現状・課題
○ 6 ダムのうち、3 ダム（広瀬ダム、荒川ダム、大門ダム）が、20 年後には設置後 50 年以上経過することとなる。 ○ 定期的に点検を実施している。 ○ 今後、老朽化が更に進むことになるが、長寿命化計画遂行に必要な予算確保が見通せていないことから、実現性確保に向けた取り組みが必要である。
■管理に関する基本的な方針（第 4 章 I 共通方針以外の方針）
ア 点検・診断等 ・ ダムごとの長寿命化計画や点検整備基準に基づき、定期的に点検を実施する。
イ 維持管理・修繕・更新等 ・ 長寿命化計画に基づき、適切な維持・管理、必要な修繕及び改良を実施していく。なお、将来的な予算確保の見通しを踏まえ、必要に応じて実現性を高めるため計画の見直しを行う。
オ 長寿命化 ・ ダムがもつ多機能的な機能を保全し、良好な状態で次代につなげていくため、長寿命化計画に基づき、持続可能な維持管理サイクルを確立し、ダム全体の長寿命化を推進する。

(4) 砂防

■施設概要
<ul style="list-style-type: none">○ 砂防施設（砂防堰堤、床固工）2,119 基を管理○ 地すべり防止施設 33 箇所、急傾斜地崩壊防止施設 401 箇所を管理○ 雨量情報表示板 11 基を管理○ 土砂災害情報相互通報システム及び富士山火山監視システムを管理
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<ul style="list-style-type: none">○ 「山梨県砂防堰堤長寿命化計画」を平成 31 年 3 月に策定○ 「山梨県地すべり防止施設長寿命化計画」を平成 31 年 3 月に策定○ 「山梨県急傾斜地崩壊防止施設長寿命化計画」を平成 31 年 3 月に策定
■現状・課題
<ul style="list-style-type: none">○ 建設後 50 年以上経過の施設は、砂防施設では現在の 54.1%が 20 年後に 82.4%、地すべり防止施設では現在の 15.2%が 20 年後に 66.7%、急傾斜地崩壊防止施設では現在 7.5%であるが 20 年後に 24.9%になるなど、今後急激に老朽化が進むことが見込まれている。○ 砂防施設については、ライフサイクルコストの縮減、予算の平準化を図るため、可能な限り早期に予防保全型の維持管理へ移行する必要がある。

■管理に関する基本的な方針（第4章Ⅰ共通方針以外の方針）

ア 点検・診断等

- ・ 長寿命化計画に基づき、定期的な点検と健全度評価を行う。
- ・ 点検履歴を効率的かつ機動的に活用するためのデータベースシステムを構築する。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 点検履歴を効率的に整理・活用することでP D C Aサイクルを実現し、施設維持費用の最適化を図る。

ウ 安全確保

- ・ 長寿命化計画に基づき、安全性や事業費を勘案し、優先順位が高い箇所から対策を実施する。

エ 耐震化

- ・ 国の補助制度を活用した、一部の基準不適合施設の改築計画を立案し、施設の健全化に向けた整備方針を定める。

オ 長寿命化

- ・ ウ 安全確保と同様。
- ・ 予防保全型維持管理を導入する。

キ 統合や廃止

- ・ 限界集落に象徴される、非定住化施設の砂防施設のあり方について検討を行う。

(5) 公園

■施設概要
<ul style="list-style-type: none">○ 都市公園 15 箇所（105 棟）、森林公園等 17 箇所（88 棟）を管理○ 都市公園（県土整備部所管）<ul style="list-style-type: none">・ 芸術の森、舞鶴城、中央、釜無川スポーツ、曾根丘陵、小瀬スポーツ、富士北麓、緑が丘スポーツ（一部）、御勅使南、富士川クラフトパーク、笛吹川フルーツ、桂川ウェルネスパーク、丸の内、愛宕山広域、御勅使 ※舞鶴城公園施設のうち甲府城跡鉄門については教育委員会が所管○ 森林公園等（林政部所管）<ul style="list-style-type: none">・ 金川の森、武田の杜、森林文化の森（釜無水源の森、八ヶ岳の森、瑞牆の森、乙女高原の森、稲山ケヤキの森、兜山の森、大菩薩の森、思親山の森、十谷の森、小金沢シオジの森、本栖の森、河口の森）、全国育樹祭記念広場、保健休養施設（清里の森、八ヶ岳学校寮団地内道路）
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<ul style="list-style-type: none">○ 県土整備部が所管する 15 公園及び林政部が所管する金川の森について、「山梨県営都市公園 公園施設長寿命化計画」を平成 27 年 3 月に策定し、令和 2 年 3 月に更新○ 武田の杜の建築物について、個別施設計画を平成 31 年 3 月に策定○ 清里の森について、「清里の森再整備計画」を策定済み。
■現状・課題
<ul style="list-style-type: none">○ 建築物については、約 4 割が築 30 年以上を経過しており、10 年後には約 9 割にまで増加する。○ 11 施設で指定管理者制度を導入している。（芸術の森、曾根丘陵、小瀬スポーツ、富士北麓、緑が丘スポーツ（一部）、御勅使南、富士川クラフトパーク、笛吹川フルーツ、桂川ウェルネスパーク、武田の杜、金川の森）○ 保健休養施設清里の森について、県出資法人（株）清里の森管理公社が施設の管理を行っている。○ 各施設において、法令に基づく点検等を定期的実施している。○ 県民の森の施設については、平成 29 年 4 月に南アルプス市に移譲した。

■管理に関する基本的な方針（第4章 I 共通方針以外の方針）

ア 点検・診断等

- ・ 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」「遊具の安全に関する基準」等に基づき、定期的に点検を実施する。
- ・ 点検履歴を効率的に蓄積・管理するためのデータベースシステムを構築する。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 長寿命化計画等に基づき、計画的な修繕・更新等を実施する。

オ 長寿命化

- ・ イ 維持管理・修繕・更新等と同様

(6) 林道

■施設概要
○ 林道は、221 路線、延長 1,170km、橋梁 551 橋、トンネル等 50 箇所を管理
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
○ 橋梁及びトンネルについて「山梨県県営林道施設長寿命化計画」を平成 31 年 4 月に策定、令和 7 年 3 月更新 ○ 県営林道には、一般車両も利用する「開放路線」と、林業用車両専用の「閉鎖路線」があり、保全計画では「開放路線」に重点を置いて計画を策定
■現状・課題
○ 建設後 50 年以上経過の施設は、橋梁で現在の 60%が 20 年後に 85%、トンネルで現在の 62%が 20 年後に 74%と、今後急激に老朽化が進むことが見込まれている。 ○ 長寿命化計画で点検方法を定め、定期的に点検を実施している。 ○ 橋梁、トンネルは、今後、急激に老朽化が進むとともに、施設の劣化も顕在化しているため、策定した長寿命化計画に基づく対策を確実に推進する必要がある。また、今後実施する点検・診断の結果により計画の見直しを行う必要がある。
■管理に関する基本的な方針（第 4 章 I 共通方針以外の方針）
イ 維持管理・修繕・更新等 <ul style="list-style-type: none">・ 「山梨県県営林道施設長寿命化計画」に基づき、令和 5 年度までに老朽化対策を重点的に実施する。
エ 耐震化 <ul style="list-style-type: none">・ 「山梨県県営林道施設長寿命化計画」に基づき、落橋防止装置の設置等を進める。

(7) 治山

■施設概要
○ 治山施設 21,868 基、地すべり防止施設 26 箇所、作業施設 4 棟を管理
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
○ 保全対象集落の上流部 2km 内の施設を対象に「山梨県治山施設保全計画（個別施設計画）」令和 6 年 3 月に策定
■現状・課題
○ 建設後 50 年以上経過の施設は、治山施設で現在の 29.7%が 20 年後に 74.6%と、今後急激に老朽化が進むことが見込まれている。 ○ 今後実施する点検・診断の結果により、計画の見直しを行う必要がある。
■管理に関する基本的な方針（第 4 章 I 共通方針以外の方針）
ア 点検・診断等 ・ 「山梨県治山施設緊急点検要領」、「地すべり防止施設機能保全の手引き」に基づき、定期的に点検・診断を実施する。
イ 維持管理・修繕・更新等 ・ 治山施設等は「山梨県治山施設保全計画（個別施設計画）」に基づき、維持管理等を実施する。
オ 長寿命化 ・ イ 維持管理・修繕・更新等と同様

(8) 林業関連施設

■施設概要
○ 森林作業道 231 路線、延長 184km、橋梁 1 橋(やまのかみど橋、橋長 40m)を管理
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
○ 個別施設計画は未策定である。
■現状・課題
○ 森林作業道は、使用時に点検を行い、必要に応じ補修を行っている。 ○ 橋梁については、「山梨県橋梁点検要領」に基づく定期点検を実施している。
■管理に関する基本的な方針（第 4 章 I 共通方針以外の方針）
ア 点検・診断等 <ul style="list-style-type: none">・ 橋梁については、「山梨県橋梁点検要領」に基づいて、定期的に点検を実施する。
ウ 安全確保 <ul style="list-style-type: none">・ 森林作業道については、仮設物という位置付けであるため、安全性が確保されなくなった時点で供用廃止とする。

(9) 農業関連施設

■施設概要
○ ため池 2 箇所、地すべり防止施設 8 箇所を管理
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
○ 「山梨県土地改良施設等インフラ長寿命化計画（行動計画）を平成 29 年 3 月に策定し、令和 3 年 7 月に改定
○ 長寿命化計画に基づき、ため池 2 箇所、地すべり防止施設 8 箇所の個別施設計画を策定
■現状・課題
○ ため池、地すべり防止施設ともに定期的に点検を実施している。
○ 施設管理者、施設造成者、施設所有者並びに対策実施者が異なる場合が多いため、これらの関係者が連携し、個別施設計画に基づく施設の戦略的な保全管理及び施設の集約や再編、統廃合等のストックの適正化を推進する必要がある。
■管理に関する基本的な方針（第 4 章 I 共通方針以外の方針）
ア 点検・診断等
・ 長寿命化計画等に基づき、定期的に点検・診断を行う。
・ システムを活用し、データの蓄積を進めるとともに、蓄積された情報を共有するなど、関係機関との連携を強化する。
イ 維持管理・修繕・更新等
・ 長寿命化計画に基づき、適時適切な補修・更新等を行っていくことを基本とする。
オ 長寿命化
・ スtockマネジメントを確立し、予防保全型の老朽化対策を推進することにより、徹底的な長寿命化を図る。
キ 統合や廃止
・ 施設を更新する際、施設の集約や再編、統廃合等によるストックの適正化を推進する。

(10) 交通安全施設

■施設概要
○ 信号機 1,833 基、大型標識 3,870 基、交通情報板 20 基、車両感知器 1,285 基を管理
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
○ 個別施設計画は未策定である。
■現状・課題
○ 定期的に点検を実施している。 ○ 交通安全施設のうち、信号機については、全体の約 26%が設置から耐用年数である 19 年を経過しており、今後、大量に設置した時代のものが老朽化し、10 年後には老朽化施設が全体の 30%を超える状況となることが見込まれる。 ○ 道路改良や新設道路の供用等に伴う交通安全施設の設置時とは道路交通環境が変化し、必要性の低下した交通安全施設の移設・撤去の必要性が生じている。
■管理に関する基本的な方針（第 4 章 I 共通方針以外の方針）
ア 点検・診断等 ・ 信号機、交通情報関係施設については、専門的な知見を有する点検業者に業務委託し、年 1 回の定期点検を実施するほか、大型標識柱についても、業者による点検を業務委託するなど、真に実効性のある点検・診断を計画的に実施する。
イ 維持管理・修繕・更新等 ・ 交通安全施設はストック数が多いことから、点検結果に基づく修繕及び更新を効率的に実施することにより、コストの縮減や財政負担の平準化を図る。
キ 統合や廃止 ・ 交通安全施設の設置については、真に必要性・妥当性の高い場所を選定するとともに、既設の交通安全施設については、地域の実情や地元住民要望等を踏まえ、真に必要と認められる箇所への移設又は撤去を進める。

2 公営事業会計施設

(1) 電気事業会計施設

■施設概要
○ 水力発電施設（発電所 28 施設、ダム 2 箇所、調整池 1 箇所、取水口監視所 1 施設）、太陽光発電施設（発電所 5 施設）、35 棟、1.4 万㎡及び職員宿舎を管理
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
○ 長寿命化計画にあたる「水力発電施設長期改修計画」（計画期間 12 年間）について、毎年度、翌年度以降の計画を見直し、更新している。
■現状・課題
○ 近年建築された研究開発棟を除き、約 8 割の建築物が築後 30 年以上を経過しており、10 年後には、ほぼすべての、建築物が築後 30 年以上を経過し、老朽化が進んでいる。 ○ 法令に基づく点検等を定期的に行っている。 ○ 「水力発電施設長期改修計画」により、コスト削減、工事費の平準化及び予防保全を図り、計画的に修繕等を行っている。 ○ 平成 25 年度に耐震補強を完了しており、取水施設については耐震照査により基準を満足していることを確認している。
■管理に関する基本的な方針（第 4 章 I 共通方針以外の方針）
ア 点検・診断等 ・ 企業局データベースシステムに点検履歴等を蓄積・管理していく。
イ 維持管理・修繕・更新等 ・ 毎年度、「水力発電施設長期改修計画」を見直し、施設の長寿命化に取り組む。 ・ IT 技術等を活用し、維持管理の効率化、スマート化に取り組む。
ウ 安全確保 ・ 発電所の主要機器については必要な保護リレー（事故につながる異常状態を検知し、発電機器の停止や電気回路の遮断等を行う安全装置）が備わっており、今後も安全確保を確実に実践する。
オ 長寿命化 ・ 「水力発電施設長期改修計画」の見直しを行い、効率的に予防保全を実施する。

(2) 温泉事業会計施設

■施設概要
○ 温泉施設として5本の源泉、管路延長約12km並びに石和温泉管理事務所などを管理
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
○ 長寿命化計画は未策定であるが、貯湯槽等の温泉供給施設の耐震性・安全性の向上に係るものとして「改良工事長期執行計画」、送配湯管の耐久性向上に係るものとして「送配湯敷設替工事年次計画」を平成26年10月に策定し、工事の費用と期間の平準化を図るとともに、点検結果や施設・設備の状況を反映し、必要に応じてこれら計画の見直しを行っている。
■現状・課題
○ 「改良工事長期執行計画」により、コスト縮減、工事費の平準化及び予防保全を図り、計画的に修繕等を行っている。 ○ 「送配湯敷設替工事年次計画」により、老朽化した送配湯管（石綿管）を保温性と耐震性に優れた送配湯管（温泉・温水用断熱二重架橋ポリエチレン管）に敷設替えを行っており、令和5年度末現在、約9割が完了している。 ○ 定期的に点検を実施している。 ○ 温泉事業は、受益者が特定地域に限られていることから、地元市等への事業移管を検討している。

■管理に関する基本的な方針（第4章 I 共通方針以外の方針）

ア 点検・診断等

- ・ 施設特性、リスクを考慮した合理的な点検方法を構築する。
- ・ 点検・診断の結果を蓄積し、予防保全の参考とする。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 「改良工事長期執行計画」等に基づき、維持管理・修繕を行うとともに、収益に応じた予防保全を行う。

ウ 安全確保

- ・ 点検等により高度の危険性が認められた場合は、給湯責任があることから迅速かつ短期間での復旧を基本とし、緊急修繕を行う。

エ 耐震化

- ・ 引き続き、「改良工事長期執行計画」等に基づき、必要な改修を行っていく。

オ 長寿命化

- ・ 引き続き、「改良工事長期執行計画」等に基づき、収益に応じた予防保全を図り、給湯責任を果たしていく。

キ 統合や廃止

- ・ 関係者の意見を聴きながら、事業移管に関する協議を行っていく。

(3) 地域振興事業会計施設

■施設概要
<ul style="list-style-type: none">○ 地域振興事業会計施設として1施設、44棟、延床面積1.0万㎡を管理○ 丘の公園
■個別施設計画（長寿命化計画）の策定状況
<ul style="list-style-type: none">○ 長寿命化計画は未策定であるが、損益勘定留保資金残高の推移を予測する中で、施設更新・改修計画を策定することとしている。
■現状・課題
<ul style="list-style-type: none">○ 施設開業以来、35年以上が経過し、経年劣化が見受けられるものがある。○ 指定管理者制度を導入している。○ 定期的に点検を実施している。
■管理に関する基本的な方針（第4章I共通方針以外の方針）
<p>ア 点検・診断等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施設特性、リスクを考慮した合理的な点検方法を構築する。・ 点検・診断の結果をデータベースに蓄積する。 <p>イ 維持管理・修繕・更新等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施設の更新は、当面は緊急性の高い修繕を実施することにとどめ、損益勘定留保資金残高の推移を予測する中で、施設更新・改修計画を策定する。 <p>ウ 安全確保、エ 耐震化、オ 長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none">・ イ 維持管理・修繕・更新等と同様 <p>キ 統合や廃止</p> <ul style="list-style-type: none">・ あり方検討委員会の提言等を踏まえ、指定管理者の経営状況や地域振興事業の改善状況を継続して検証し、更なる改善策について検討する。

(4) 下水道事業会計施設

■施設概要
○ 4つの流域下水道事業（富士北麓、峡東、釜無川、桂川）を管理、終末処理場（下水処理場）4箇所、ポンプ場16箇所、管渠39幹線（222.1km）の供用開始済み施設を管理
■個別施設計画（ストックマネジメント計画）の策定状況
○ 富士北麓、峡東、釜無川、桂川流域に係る下水道施設について、流域ごとのストックマネジメント計画を策定済みである。（計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間） ○ 策定した計画に従い維持管理や改築更新を行っており、予算状況、施設の重要度、劣化度等を考慮し優先度を決めて対応している。
■現状・課題
○ 供用開始が最も早い富士北麓流域（昭和61年度）は供用開始から38年経過している。 ○ 定期的に点検を実施している。 ○ 機械・電気設備については、建築物や土木構造物に比べ耐用年数が短いため、早期に改修・更新等の経費が必要となる。 ○ 管渠施設については、腐食性ガスにより劣化が進行している箇所があり、今後対策を検討する予定である。 ○ 策定したストックマネジメント計画に基づき、改築更新を推進する必要があるが、頻発する自然災害に対応するため、施設の耐震化対策や耐水化対策など、他にも推進しなければならない対策がある。 ○ 施設管理量が多いため管理負担が大きく、一部に劣化が進行している箇所もあることから、今後も計画に基づく定期的な点検を継続していく。 ○ 改築更新には多額の費用がかかるため、コストの縮減や財政負担の平準化への取り組みが重要となる。

■管理に関する基本的な方針（第4章Ⅰ共通方針以外の方針）

ア 点検・診断等

- ・ 全施設に対して定期的に点検を実施する。

イ 維持管理・修繕・更新等

- ・ 富士北麓、峡東、釜無川、桂川の各流域において、ストックマネジメント計画に基づいて修繕更新等を実施する。

ウ 安全確保

- ・ 管渠施設の腐食性ガスにより劣化が進行している箇所について、優先的に対策を進める。

エ 耐震化

- ・ 流域単位で策定している耐震化計画に基づいて耐震化を進めていく。（計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間）

オ 長寿命化

- ・ イ 維持管理・修繕・更新等と同様

参考資料

1. 施設のあり方検討（公共施設評価）結果

（1）区分・方針別一覧

区分	長寿命化	集約化・複合化	継続利用	移譲	廃止	継続検討	合計
県民利用施設	31	8	23	4	1	0	67
検査研究施設	13	1	9	0	0	0	23
庁舎系施設	22	1	5	0	0	0	28
職員宿舎	3	2	2	0	2	0	9
高校・特別支援学校	37	0	0	0	0	0	37
警察施設	57	0	176	0	0	0	233
合計	163	12	215	4	3	0	397

（2）評価結果一覧

ア 長寿命化（計画的改修を行いながら長寿命化を図る施設）：163

区分	施設名称	施設数
県民利用施設	(H29：21) 県民文化ホール、富士山世界遺産センター、消防学校、防災安全センター、甲陽学園、あけぼの医療福祉センター、富士ふれあいセンター、武田の杜、就業支援センター、富士北麓駐車場、まきば公園、富士湧水の里水族館、農業大学校、山梨ことぶき勸学院、八代射撃場、科学館、図書館、美術館、博物館、考古博物館、文学館 (R1：10) 青い鳥老人ホーム、育精福祉センター、育精福祉センター成人寮、あけぼの医療福祉センター成人寮、八ヶ岳自然ふれあいセンター、アイメッセ山梨、中小企業人材開発センター、産業技術短期大学校、峡南高等技術専門学校、フラワーセンター	31
検査研究施設	(H29：11) 富士山科学研究所、衛生環境研究所、食肉衛生検査所、森林総合研究所、産業技術センター甲府技術支援センター（ワインセンター）、産業技術センター富士技術支援センター、八ヶ岳牧場、東部家畜保健衛生所、畜産酪農技術センター長坂支所、水産技術センター、果樹試験場 (R1：2) 産業技術センター甲府技術支援センター、畜産酪農技術センター	13
庁舎系施設	(H29：20) 本庁舎、東山梨合同庁舎、東八代合同庁舎、西八代合同庁舎、南巨摩合同庁舎、北巨摩合同庁舎、富士吉田合同庁舎、自動車税部庁舎、福祉プラザ、都留児童相談所、中北建設事務所、富士・東部建設事務所、新環状・西関東道路建設事務所、ダム管理事務所（広瀬、荒川、琴川、大門、塩川、深城）、総合教育センター (R1：2) 動物愛護指導センター、身延合同庁舎	22
職員宿舎	(H29：3) 宮前職員宿舎、職員宿舎メイプル飯田、富士吉田職員宿舎	3
高等学校・特別支援学校	(H29：37) 高等学校（26）、特別支援学校（11）	37
警察施設	(H29：57) 警察署庁舎（25）、待機宿舎（32）	57

イ 集約化・複合化（施設サービスの向上及び施設規模の適正化を図る施設）：12

区分	施設名称	施設数
県民利用施設	(R1:4) 愛宕山こどもの国、愛宕山少年自然の家、八ヶ岳少年自然の家、ゆずりはら青少年自然の里 (R2:1) 青少年センター (R3:2) 国際交流センター、男女共同参画推進センター (R4:1) 富士川観光センター	8
検査研究施設	(R1:1) 総合農業技術センター	1
庁舎系施設	(R1:1) 中北保健福祉事務所	1
職員宿舎	(R2:2) 東京事務所職員宿舎（野沢宿舎、下馬宿舎）	2

ウ 継続利用（従前どおりの方法で維持管理する施設）：215

区分	施設名称	施設数
県民利用施設	(H29:22) 富士山救護所、富士山安全指導センター、宝石美術専門学校、北岳山荘、北岳公衆トイレ、(株)山梨食肉流通センター、飯田野球場、森林公園6施設、観光地トイレ・四阿9施設 (R1:1) リニア見学センター	23
検査研究施設	(H29:7) 地下水位観測所、富士吉田試験園、八ヶ岳特用薬用植物園、南部林木育種園切久保採種園、南部林木育種園八木沢採種園、小淵沢採種園、八ヶ岳牧場天女山分場 (R1:2) 大泉緑化園、日野春緑化園	9
庁舎系施設	(H29:5) 大阪事務所、県民生活センター、統計調査課分室、戦没者納骨堂、宝鉱山跡坑廃水処理施設	5
職員宿舎	(R1:2) 吉田地区教職員住宅、上野原地区教職員住宅	2
警察施設	(H29:176) 交番・駐在所等（176）	176

エ 移譲（民間移管などにより一層の施設サービスの向上を図る施設）：4

区分	施設名称	施設数
県民利用施設	(R1:3) 梨の実寮、あさひワークホーム、あゆみの家 (R3:1) 八ヶ岳スケートセンター	4

オ 廃止（老朽化等により廃止する施設）：3

区分	施設名称	施設数
県民利用施設	(H29:1) 広河原休憩舎	1
職員宿舎	(H29:1) 都留地区教職員住宅 (R2:1) 音羽職員宿舎	2

2. 施設方針に基づく取組状況

ア 集約化・複合化施設

対象施設	現在の状況
愛宕山こどもの国、愛宕山少年自然の家、 八ヶ岳少年自然の家、ゆずりはら青少年自然の里	集約化済
総合農業技術センター	集約化済
中北保健福祉事務所	集約化済
青少年センター	集約化済
国際交流センター、男女共同参画推進センター	集約化・複合化済
富士川観光センター	集約化済
東京事務所職員宿舎（野沢宿舎、下馬宿舎）	今後、集約化予定

イ 移譲施設

対象施設	現在の状況
梨の実寮	移譲済
あさひワークホーム	移譲済
八ヶ岳スケートセンター	移譲済
あゆみの家	今後、移譲予定

ウ 廃止施設

対象施設	現在の状況
広河原休憩舎	廃止済
都留教職員住宅	廃止済
音羽職員宿舎	廃止済